

1 1 優れた群馬の環境を守り、未来へ継承するプロジェクト

政策目標の概要(A)

地球環境問題が深刻化し、さまざまな悪影響が懸念され、そのための取組が世界共通の課題となっている中で、本県は、率先して、環境を良好な状態で次世代へ引き継いでいくための先進的、特徴的な取組を行って社会をリードしていく。

| 主な取組(B)  | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |       |          |  |  |  |                                    |   |                |                     | 決算額    | H25事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)   |                   |   |          |   |          |        |
|--|-------|-------|------------------------|-------|----------|--|--|--|------------------------------------|---|----------------|---------------------|--------|---------|---|-------------------|---|----------|---|----------|--------|
|  |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局     | 担当課  | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目  | 目標・指標                              |   |                |                     |        |         | 予算額   |                   | H25<br>決算<br>(千円)   | 部局評価     |   | 財政課評価    |        |
|  |       |       |                        |       |          |  |  |  | 実績値<br>(過去4年間)                     |   | 目標値            |                     |        |         | H25<br>当初<br>(千円)   | H26<br>当初<br>(千円) |   | 評価<br>区分 | 評価の考え方  | 評価<br>区分 | 評価の考え方 |
|  |       |       |                        |       |          |  |  |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25           | H25<br>(前年度)  | H26<br>(当年度)   | H27<br>(総合計画<br>終期) |        |         |   |                   |   |          |   |          |        |
| 1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る  |       |       |                        |       |          |  |  |  |                                    |   |                |                     |        |         |   |                   |   |          |   |          |        |
| (1)自然環境の保全   |       |       |                        |       |          |  |  |  |                                    |   |                |                     |        |         |   |                   |   |          |   |          |        |
| ■ 自然保護の原点といわれる「尾瀬」について、あるべき姿を展望しながら、保護と適正利用を推進します。また、尾瀬学校などふるさとの環境について学び、考える人材育成に取り組みます。 |       |       |                        |       |          |  |  |  |                                    |   |                |                     |        |         |   |                   |   |          |   |          |        |
|  |       |       | 再掲                     | 環境森林部 | 自然環境課    | 群馬の子供たちが小中学校在学中に一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をすることにより自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、学校設置者に対し経費の一部を補助。 | 参加児童生徒数  | H22 10,820人<br>H23 10,680人<br>H24 11,224人<br>H25 11,561人                               | 20,000人                            | 20,000人   | 20,000人        | 90,000              | 85,000 | 73,309  | 質の高い自然体験により県内小中学生の自然保護意識の醸成を図り、郷土を愛する心を育むため、尾瀬でガイドを伴った環境学習を実施した場合、学校の設置者に対してガイド料及びバス代等を補助した。  | 4                 | 実施校及び参加者は着実に増加している。引き続き事業を実施するとともに、「ぐんまの子どもを一度は尾瀬に」という当初の目標達成に向け、更なる内容の充実と安全の確保を図る施策を講じる。<br>なお、参加の少ない市町村に対しては、積極的な参加を促すための働きかけを行う。         | 4        | 体験を通じた環境学習が可能な事業として、参加生徒数も着実に増えてきており、継続。                                    |          |        |
|  |       |       | 再掲                     | 環境森林部 | 自然環境課    | 尾瀬を通じて環境学習を推進するため、県内の小中学校に講師を派遣して、尾瀬の自然や保護活動を学ぶ移動尾瀬自然教室や尾瀬に親しむ県民講座を実施する。                       | ①移動尾瀬自然教室実施校<br>②尾瀬に親しむ県民講座実施回数                  | H22 16校<br>H23 21校<br>H24 24校<br>H25 15校<br><br>H22 6回<br>H23 3回<br>H24 6回<br>H25 4回   | ① 25校<br>② 10回                     | ① 25校<br>② 10回  | ① 25校<br>② 10回 | 3,840               | 3,945  | 4,921   | 環境学習の場としての尾瀬学校の利用を促進するため、山の鼻ビジターセンターの運営や尾瀬学校の実施のほか、県内の小中学校や公民館等で移動尾瀬自然教室や出前講座を開催し、尾瀬学校の導入や事後学習として活用のほか、尾瀬学校が実施できない学校のフォローアップを図った。   | 4                 | 尾瀬の中での環境学習により、日頃から自然に親しむ機会の少ない人に対して、自然の紹介や触れ合いのきっかけづくりを行うとともに、尾瀬を体験できない人や、今後尾瀬への入山を考えている人を対象として、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるので、引き続き実施する。 | 4        | 尾瀬の自然や保護活動について、多くの児童生徒及び県民が学ぶ機会を設けるため、継続。                                   |          |        |
|  |       |       | 新規                     | 環境森林部 | 自然環境課    | 尾瀬らしい自動車利用社会実験の成果を活かし、早期に実用化を図るため、H26は、地元交通事業者による試験運行を実施するとともに、地元駐車場整備に対し支援する。                 | ①入山口の魅力向上<br>②鳩待峠入山ロープウェイの是正<br>③尾瀬の回遊型・滞在型利用の促進 | -  | -                                  | ①鳩待峠：車<br>乗入制限<br>、静かで落ち<br>着いた雰囲気<br>の峠を現出<br><br>②大清水：低<br>公害車の試験<br>運行 | -              | -                   | 7,455  | -       | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外   |                   |   |          |   |          |        |
|  |       |       |                        | 環境森林部 | 自然環境課    | 尾瀬におけるシカによる湿原の踏み荒らしやミズバショウなどの食害を軽減し、自然環境を保全するため、シカの個体数調整を実施する。                                 | シカの個体数調整頭数                                       | H25 148頭   | 105頭                               | 105頭  | 105頭           | 13,000              | 5,000  | 6,355   | 関係機関で構成する「群馬県尾瀬地域生物多様性協議会」を設置し、尾瀬と日光方面とを行き来するシカの移動経路上での捕獲(個体数調整148頭)を実施した。  | 4                 | 目標に対して41%増の実績であるが、引き続き継続実施する必要がある。  | 4        | 尾瀬国立公園シカ管理方針に基づき、個体数調整は必要であり、継続。  |          |        |
|  |       |       | 再掲                     | 教育委員会 | 義務教育課    | 教職員を対象とした研修を行い、事前学習用の資料を活用して尾瀬学校の充実を図る。  | 尾瀬学校の充実  | H24年5月に引率指導者を対象とした実地研修を実施<br>H25年9月に、尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編を作成・配付するとともに、尾瀬学校実施校を対象とした研究協議会を実施 | 尾瀬学校の実施を検討している学校を対象とした1泊2日の実地研修を実施 | 尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編をもとに、教員を対象とした1泊2日の実地研修を実施                                  | 尾瀬学校の充実        | 439                 | 578    | 293     | 「尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編」を作成し、県内の小中学校へ配付するとともに、尾瀬学校実施校を対象とした研究協議会を実施し158校が参加した。   | 4                 | 尾瀬学校充実に向けて、実地研修や実施上の成果や課題を協議する必要がある。今後も継続して実施する。  | 4        | 尾瀬学校を充実するために必要な経費であるため、継続。  |          |        |
|  |       |       | 再掲                     | 教育委員会 | 総合教育センター | 小中学校初任者研修に「尾瀬自然体験研修」を位置づけて郷土の尾瀬についての理解を深め、尾瀬学校や体験活動における指導力の向上を図る。                              | 研修生アンケート<br>「尾瀬についての理解が深まった」と回答する研修者の割合          | H22:228人<br>H23: -<br>(※受講生アンケートをとっていなかったため、参加受講生の実績を計上した)<br>H24:72%<br>H25:86%       | 80%                                | 88%   | 90%            | 3,777               | 3,696  | 3,626   | ・1泊2日の宿泊研修を2回に分けて実施し、延べ209人が参加した。<br>・現地の宿泊施設及び、ガイドの活用により、研修の充実が図られた。<br>・本研修を通じて、尾瀬の自然の豊かさについての理解が深められた。<br>・環境保全にかかる取組を知り、環境教育の意識を高めることができた。<br>・引率を想定した研修により、尾瀬学校引率時の見直しをもつことができた。 | 4                 | 尾瀬は環境保全にかかる研修に適した郷土の貴重な自然である。環境教育にかかる理解を深め、校外学習引率における指導力の向上を図るため、自然体験を重視し、目的を明確にした主体的な活動を展開し、研修の充実を図る必要がある。                                 | 4        | 尾瀬学校を安全かつ効果的に実施するとともに、貴重な尾瀬の自然について理解を深めるため、研修を実施する必要があることから、継続。             |          |        |
| ■ 希少野生動植物の保護に関する条例制定や生物多様性県戦略策定の検討を行うなど、絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。                      |       |       |                        |       |          |  |  |  |                                    |   |                |                     |        |         |   |                   |   |          |   |          |        |
|  |       |       |                        | 環境森林部 | 自然環境課    | 良好な自然環境の保全を図るための基礎調査等を実施する。  | 調査地域数及び調査部門(動物・植物・地形地質)数                         | H22 合同1地域、単独6地域<br>H23 合同1地域、単独4地域<br>H24 合同3地域、単独4地域<br>H25 合同4地域、単独5地域               | 合同2地域、単独3地域                        | 合同2地域、単独3地域   | 合同2地域、単独3地域    | 3,500               | 3,500  | 3,495   | 合同調査4地域、単独調査5地域において実施した。  | 4                 | 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例(仮称)の制定や生物多様性ぐんま戦略(仮称)の策定を見据えて、生物多様性モニタリング調査の実施の検討を進めたい。   | 4        | 自然環境保全のための施策を検討するにあたり、基礎調査は必要であり、継続。<br>調査地域等については、長期的な視点に立ち、計画的に実施する必要がある。 |          |        |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>2

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                                    |       |       |                 |  |                                   |  |                    |                    |                     | 決算額       | H25事業結果   | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |   |  |  |   |   |  |  |
|---|-------|-------|--|-------|-------|-----------------|--|-----------------------------------|--|--------------------|--------------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------------|---|--|--|---|---|--|--|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                     | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課             | 個別事業概要   | 目標・指標                             |  |                    |                    | 予算額                 |           |           | 部局評価                      | 財政課評価   |  |  |   |   |  |  |
|   |       |       |  |       |       |                 |  | 成果(結果)を示す項目                       | 実績値<br>(過去4年間)   |                    |                    | 目標値                 |           |           | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)   | H25<br>決算<br>(千円)  | 評価<br>区分   | 評価の考え方  | 評価の考え方                                  |  |  |
|   |       |       |  |       |       |                 |  |                                   | H22<br>H23<br>H24<br>H25   | H25<br>(前年度)       | H26<br>(当年度)       | H27<br>(総合計画<br>終期) |           |           |                           |   |  |  |   |   |  |  |
|   |       |       | 高山蝶パトロール                                   |       | 教育委員会 | 文化財保護課          | 県指定天然記念物高山蝶の保存を図るため、パトロールを行う。  | 高山蝶保護パトロールの実施回数<br>(パトロール延べ日数/人数) | H22 : 26日/72人<br>H23 : 22日/67人<br>H24 : 24日/102人<br>H25 : 26日/109人                     | 24日/70人            | 24日/70人            | 24日/70人             | 87        | 82        | 71                        | 4   | 天然記念物である高山蝶を保護していくため、生態調査やパトロールなどの活動を継続して実施していくことが不可欠である。  | 4  | 高山蝶の保存を図るための生態調査やパトロールに必要な経費であり、継続。   |   |  |  |
| <p>■ 首都圏の水がめとしての役割など、森林の公益的機能を高め維持するため、公的主体等による森林の整備・保全を行います。</p> |       |       |  |       |       |                 |  |                                   |  |                    |                    |                     |           |           |                           |   |  |  |   |   |  |  |
|   |       |       | 森林ボランティア等推進                                |       | 環境森林部 | 緑化推進課           | 県民に森林に触れることの楽しさと理解促進を図るため、林業作業体験会を開催するほか、森林ボランティア団体に技術向上などに関する支援を実施。                                     | 森林ボランティア団体会員数                     | H22 3,867人<br>H23 3,864人<br>H24 3,525人<br>H25 4,833人                                   | 3,900人             | 3,950人             | 4,000人              | 482       | 537       | 648                       | 4   | 安全講習会の開催、作業器具貸し出し等により、森林ボランティア活動の促進が図られた。<br>県民自らが、森林や林業に関心をもち、森林保全や、森林整備の必要性について理解を深めることが重要であることから、自主的にそのような取組を行っている団体等の支援を行っていくことが重要である。   | 4  | 社会全体で森林を守るため、森林ボランティアの活動支援は必要であり、継続。  |   |  |  |
|   |       |       | ぐんま緑の県民基金事業<br>(森林ボランティア支援)                | 新規    | 環境森林部 | 緑化推進課           | ぐんま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行うため、森林ボランティア関係情報の一元管理と提供、講師派遣及びアドバイス等を行う拠点施設の整備を行う。 | 森林ボランティア団体会員数                     |  | -                  | 3,950人             | 4,000人              | -         | 5,100     | -                         | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外   |  |  |   |   |  |  |
|   |       |       | 企業参加の森林づくり                                 |       | 環境森林部 | 林政課             | 社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。                      | 活動企業数                             | H22 36社(協定数30件)<br>H23 32社(協定数38件)<br>H24 31社(協定数38件)<br>H25 30社(協定数31件)               | 43社                | 44社                | 45社                 | 465       | 465       | 2                         | H25年度は、1社の新規協定と4社の再協定を締結した。1社の協定が期間満了等により終了したため、昨年度より1社減の活動企業数となった。             | 4  | 本事業は企業の社会貢献活動を支援することにより、森林保全・整備の推進、地域活性化など様々な社会的価値を生み出すものであり、森林所有者・企業両者のニーズを踏まえた支援活動等が引き続き必要である。   | 4   | 社会全体で森林を守るため、企業参加を促すことは有効な手法であり、継続。     |  |  |
|   |       |       | 森林の公益的機能拡充推進                               |       | 環境森林部 | 林政課             | 森林の持つ公益的機能への理解を深める講演会等を実施  | ぐんま山と森の月間<br>①協賛イベント数<br>②参加者数    | H22 ①37件、② -<br>H23 ①36件、② 24,000人<br>H24 ①40件、② 22,382人<br>H25 ①41件、② 28,250人         | ①42件<br>②25,000人   | ①43件<br>②25,500人   | ①45件<br>②26,000人    | 630       | 630       | 329                       | 山と森の月間協賛イベント数は41回と目標値にわずかに及ばなかったものの、参加者は目標値を大きく超える28,250人となった。                  | 4  | 山と森の月間協賛イベントには2万8千人以上の県民の参加があり、山や森に親しみながら、山や森が果たしているいくつもの役割について考えてもらう機会を提供できた。<br>今後も継続した実施が必要である。 | 4   | 森林の公益的機能等への理解促進に取り組む推進協議会に対する負担金であり、継続。 |  |  |
|   |       |       | ぐんま緑の県民基金事業<br>(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く) | 新規・再掲 | 環境森林部 | 税務課、林政課、林業試験場   | ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備   | ぐんま緑の県民基金事業による森林整備面積              |  | 420ha              | 750ha              |                     | -         | 616,132   | -                         | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外   |  |  |   |   |  |  |
|   |       |       | 森林整備                                       | 再掲    | 環境森林部 | 林政課、森林保全課、緑化推進課 | 森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。   | 森林整備面積                            | H22 6,157ha<br>H23 5,607ha<br>H24 4,524ha<br>H25 3,652ha                               | 7,000ha            | 7,000ha            | 7,000ha             | 1,094,730 | 1,229,443 | 978,535                   | 4   | 平成25年度は、3,652haの補栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。<br>・補助公共造林 … 1,171ha<br>・単独森林整備 … 191ha<br>・森林活性化対策 … 42ha<br>・間伐促進強化対策 … 385ha<br>・加速化間伐 … 504ha<br>・補助公共治山 … 446ha<br>・保安林リフレッシュ … 218ha<br>・水源宝くじ … 35ha<br>・その他 … 660ha | 4  | 森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。なお、目標面積に対し実績面積が減少した原因は、労力と時間を必要とする搬出を伴う間伐が増加し、切り捨ての間伐の面積が減少したことによるもの。 | 4                                       | 森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。<br>事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。 |  |
|   |       |       | 森林病虫害等防除対策                                 |       | 環境森林部 | 林政課             | 県土の保全及び景観の保全上重要な松林の予防対策や被害木の駆除対策、保全すべき松林周辺の被害木伐倒整理や樹種転換  | 被害対策量(駆除量、樹幹注入量)                  | H22 3,291m3、19,834ヶ<br>H23 1,798m3、20,462ヶ<br>H24 1,122m3、17,160ヶ<br>H25 982m3、12,924ヶ | 1,700m3<br>12,860ヶ | 1,700m3<br>13,800ヶ | 1,700m3<br>17,000ヶ  | 45,631    | 44,359    | 33,401                    | 被害木の伐倒駆除、樹幹注入を実施することで松くい虫被害の拡大を防止することができた。<br>松くい虫伐倒駆除 982m3<br>松くい虫樹幹注入12,924ヶ | 4  | 松くい虫被害の拡大防止のため、病虫害防除対策で有効な手段とされる被害木の伐倒駆除と健全木への樹幹注入を実施している。今後も継続して対策を実施することで被害の拡大を防止する必要がある。        | 4   | 松くい虫被害やナラ枯れ被害拡大を防ぐために不可欠な事業であり、継続。      |  |  |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>3

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |       |       |   |                         |  |                          |               |                         |                     | 決算額    | H25事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |   |                   |   |            |  |            |
|---------|-------|-------|------------------------|-------|-------|---|-------------------------|--|--------------------------|---------------|-------------------------|---------------------|--------|---------|---------------------------|---|-------------------|---|------------|--|------------|
|         |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課   | 個別事業概要                  | 成果(結果)を示す項目  | 目標・指標                    |               |                         |                     |        |         | 予算額                       |   | 部局評価              |   | 財政課評価      |  |            |
|         |       |       |                        |       |       |   |                         |  | 実績値<br>(過去4年間)           |               | 目標値                     |                     |        |         | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)   | H25<br>決算<br>(千円) | 評価<br>区分  | 評価の<br>考え方 | 評価<br>区分                                   | 評価の<br>考え方 |
|         |       |       |                        |       |       |   |                         |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25 | H25<br>(前年度)  | H26<br>(当年度)            | H27<br>(総合計画<br>終期) |        |         |                           |   |                   |   |            |  |            |
|         |       |       | 森林保全管理推進               | 環境森林部 | 森林保全課 | 森林保全巡視指導員を7事務所に配置し、森林の巡視指導を行い、森林の持つ公益的機能の維持等を図る。                  | 巡視活動延べ日数(日)             | H22 1,723日<br>H23 1,512日<br>H24 1,497日<br>H25 1,394日     | 1,600日                   | 1,700日        | 1,800日                  | 4,355               | 4,348  | 4,336   | 4                         | 平成25年度の実績は、森林保全推進員(ボランティア)の減員(1名)や巡視実績の低下により、目標数値を下回ったが、巡視指導により、知事が適正管理の義務を負う保安林を含めた森林全般の被害防止に寄与した。<br>巡視指導員を通じ、森林保全推進員(ボランティア)の巡視実績が上がるよう指導を行っていく。<br>巡視指導員等60人(53人)<br>延べ巡視日数1,394日(542日)<br>指導件数1,121件(309件)<br>※( )内は森林保全推進員で内数   | 4                 | 平成25年度の実績は、森林保全推進員(ボランティア)の減員(1名)や巡視実績の低下により、目標数値を下回ったが、巡視指導により、知事が適正管理の義務を負う保安林を含めた森林全般の被害防止に寄与した。<br>巡視指導員を通じ、森林保全推進員(ボランティア)の巡視実績が上がるよう指導を行っていく。<br>巡視指導員等60人(53人)<br>延べ巡視日数1,394日(542日)<br>指導件数1,121件(309件)<br>※( )内は森林保全推進員で内数 | 4          | 山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止を通じて森林の保全に寄与する事業であり、継続。 |            |
|         |       |       | 緑化推進対策                 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。    | 県植樹祭参加者数                | H22 1,450人<br>H23 1,100人<br>H24 1,000人<br>H25 900人       | 1,000人                   | 1,000人        | 県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける | 5,418               | 4,788  | 5,053   | 4                         | 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。   | 4                 | 緑化に関する意識啓発を通じて、県民の環境意識向上を図ることは必要な取り組みであり、継続。  |            |  |            |
|         |       |       | 緑化センター運営               | 環境森林部 | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。 | 来園者数                    | H22 31,433人<br>H23 31,752人<br>H24 36,898人<br>H25 39,672人 | 33,000人                  | 34,000人       | 35,000人                 | 10,577              | 13,898 | 10,168  | 3                         | 各種緑化講座の開催、森林環境教育の実施により、県民の緑化意識の向上や森林・緑に対する理解が深まった。<br>緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、拠点施設として、緑化技術の普及指導や森林環境教育を積極的に推進することがますます重要となっている。<br>これまで各種緑化講座の充実を図り、受講者数も年々増加している。しかしながら、「庭園見本園」等の施設面においては社会経済環境の変化に伴い、現在の来園者(県民、造園業者)の求めるニーズに対応出来ていない状況にある。加えて、来園者が緑化の参考とする緑化木の種類は既存のものから新種まで多様化しており、展示植栽の拡充も必要となっている。<br>これらのことから、緑化推進の拠点としての役割を果たし、更に魅力ある施設を提供していくために、現在の来園者のニーズに即した施設のリニューアルを検討する。 | 4                 | 森林の少ない東毛地域における森林環境教育等の拠点として、一定の役割を果たしており、継続。<br>実施を検討している施設整備に関しては、施設の目的と役割、改修の必要性、緊急性を考慮し、十分に検討を重ねることが必要。  |            |  |            |
|         |       |       | 森林整備試験                 | 環境森林部 | 林業試験場 | 森林の造成技術、森林の保護管理技術、及び森林の保全技術に関する調査を行い、林業の振興と森林の適切な管理を図る。           | 森林機能の維持・造成を図るための林業技術の開発 | H22 : 2件<br>H23 : 1件<br>H24 : 0件<br>H25 : 4件             | 4件<br>(技術の開発)            | 1件<br>(技術の開発) | 2件<br>(技術の開発)           | 4,945               | 5,259  | 4,303   | 4                         | スギ花粉症対策、森林の維持・造成など、幅広い分野について、最小の予算で調査・研究し成果を上げている。<br>試験で得られた情報は、報告書や発表、林業相談により県民に還元している。<br>実生の成長が遅いコシアブラについて、接ぎ木増殖により成長を促す方法を開発し、関係雑誌で公表した。<br>県内に配布するすべてのスギ種子を、花粉の少ない品種で生産することができ、社会的要請にこたえられた。<br>森林を守り育てる技術向上のため、引き続き試験研究を継続していく必要がある。   | 4                 | 森林に関する技術開発や種子生産を通じて林業の振興と森林の適切な管理に貢献している事業であり、継続。   |            |  |            |

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |       |                 |   |   |   |   |   |  |                     | 決算額     | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)    |   |   |  |        |       |  |
|---|-------|-------|------------------------|-------|-----------------|---|---|---|---|---|--|---------------------|---------|------------------------------|---|---|--|--------|-------|--|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局            | 担当課   | 個別事業概要  | 成果(結果)を示す項目   | 目標・指標   |   |  |                     |         | 予算額                          |   | H25<br>決算<br>(千円)   | 部局評価   |        | 財政課評価 |  |
|   |       |       |                        |       |                 |   |   |   | 実績値<br>(過去4年間)  |   | 目標値  |                     |         | H25<br>当初<br>(千円)            | H26<br>当初<br>(千円)   |   | 評価の考え方   | 評価の考え方 |       |  |
|   |       |       |                        |       |                 |   |   |   | H22<br>H23<br>H24<br>H25  | H25<br>(前年度)  | H26<br>(当年度)   | H27<br>(総合計画<br>終期) |         |                              |   |   |  |        |       |  |
| <p>■ 生物多様性の確保や地域社会と野生鳥獣との共存を図るため、鳥獣の適正管理を推進します。</p> |       |       |                        |       |                 |   |   |   |   |   |  |                     |         |                              |   |   |  |        |       |  |
|   |       |       | 野生鳥獣による農林業被害の防止・適正管理   | 環境森林部 | 自然環境課・林政課・林業振興課 | <p>市町村が行う有害鳥獣対策事業に補助金を交付するほか、イノシシやシカなどの集中捕獲を実施(平成25年度まで)する。</p> <p>捕獲の担い手対策を実施し、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき第11次鳥獣保護事業計画を推進する。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、サル、クマの各適正管理計画を推進(平成25年度まで)する。</p> <p>獣害防止柵等の設置に対し助成する。手入れの行き届かない荒廃した森林は、野生鳥獣の隠れ家となりやすいことから、出没を抑制するための緩衝帯として森林の整備を行う。</p> | <p>①補助金による捕獲奨励種※の有害捕獲頭数(※捕獲奨励種:シカ、サル、カモシカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン)</p> <p>②野生鳥獣の出没しにくい緩衝帯の森林整備面積</p> | <p>H22: 4,333頭<br/>H23: 4,492頭<br/>H24: 6,177頭<br/>H25: 3,167頭</p> <p>H22: 51ha<br/>H23: 117ha<br/>H24: 72ha<br/>H25: 72ha</p>  | <p>① 6,219頭<br/>② 70ha</p>  | <p>① 6,219頭<br/>② 70ha</p>  | <p>① 6,219頭<br/>② 70ha</p>   | 153,350             | 188,463 | <p>① 48,938<br/>② 53,338</p> | <p>①(自然環境課)市町村が実施する有害捕獲に対して、捕獲奨励金(イノシシ、シカ、カモシカ、サル、アライグマ、ハクビシンの6獣種)による財政的支援を行なった。H25からは実施市町村が農政部所管の鳥獣被害防止緊急捕獲等事業を優先実施したため、H24実績より約48%の減少となった。</p> <p>②(林政課)緩衝帯の整備を実施することで、野生鳥獣の出没抑制を図ることができた。(事業実績:55ha)</p>   | <p>4</p> <p>野生鳥獣の出没による人身被害や農林業被害を防止するために、市町村等が実施する緩衝帯の整備に対する財政支援を継続することが重要である。</p> <p>なお、平成26年度より、一部事業を鳥獣被害対策支援センターに移管して実施。</p>   | <p>4</p> <p>野生鳥獣による農林業被害の軽減・対策強化のため、司令塔である鳥獣被害対策支援センターと連携しつつ、事業を継続。</p>  |        |       |  |
|   |       |       | 自然環境保全研究               | 環境森林部 | 林業試験場           | <p>H21~23 桐生市における林業被害の状況を把握</p> <p>H21~23 県内堅果類の豊凶状況を把握</p> <p>H24 シカ専用GPS首輪の開発</p> <p>H24 シカ捕獲技術(誘引試験)の効果確認</p> <p>H24 野生鳥獣情報情報システム(Web-GIS)の開発完了(行政システムへ移行)</p> <p>H25 クマ剥ぎ全県被害状況の把握、堅果類調査</p> <p>シカへのGPSの装着、捕獲実証試験の実施</p>  | <p>①ツキノワグマによる林業被害の把握箇所数</p> <p>②堅果類の豊凶状況及び指数</p> <p>③GPS首輪の開発、装着頭数</p> <p>④捕獲技術等の開発件数</p>     | <p>① H22(1箇所:桐生)<br/>H23(1箇所:桐生)<br/>H24(1箇所:吾妻)<br/>H25(3箇所:藤岡、富岡、沼田)</p> <p>② H22(凶作:21.4%)<br/>H23(凶作:26.3%)<br/>H24(凶作:26.5%)</p> <p>③ H24シカ専用GPS首輪の開発1件、5頭装着</p> <p>④ 1件開発、13頭試験捕獲</p> | <p>H24~26 全県における林業被害の状況を把握</p> <p>H24~26 県内堅果類の豊凶状況を把握</p> <p>H25 シカ専用GPS首輪の実用技術の確立</p> <p>H25 新たなシカ捕獲技術の実証</p> | <p>①1箇所(高崎)、他地区見直し</p> <p>②1件(全県)</p> <p>③改善1件、装着4頭</p> <p>④実証試験、捕獲効率5%以上</p> | <p>①全県のクマ剥皮被害状況の把握と図化</p> <p>②堅果類の豊凶把握、マニュアル化</p> <p>③シカ専用GPS首輪の開発完了</p> <p>④シカ捕獲技術の確立</p> | 8,599               | 5,832   | 4,590                        | <p>①全県の剥皮状況を把握し、地域毎に異なる被害発生パターンがあることを発見。今後の防除対策に役立つ情報が得られ、対策補助金の交付基準に役立てることができた。</p> <p>②堅果類の長期変動を把握し、豊作年のクマの出没パターンを把握し、有害捕獲との関係が明らかとなった。調査結果からその年のクマ出没を早期に予測し、県ホームページに情報提供して県民への注意喚起に役立てた。</p> <p>③リアルタイムGPS首輪の試作モデルから市販化可能なモデルに発展させることができた。そのタイミングでの報道機関への情報提供を行った。加えて他の獣種(ニホンザル)GPS首輪の開発について技術的な知見も得られ、新たな獣害対策の足がかりをつかむことができた。</p> <p>④有効な誘引方法を確立し、誘引による捕獲の可能性を確認した。通常の6倍以上となる捕獲効率最大6.3%、平均3.3%を達成し、低コストでシカを捕獲する技術の基礎を築くことができた。</p>  | <p>4</p> <p>鳥獣害削減のためには、シカ・クマなどの野生獣類の行動把握と効率的な捕獲技術の開発が必要である。本研究におけるクマ剥皮被害調査と堅果類の豊凶調査は、市町村が立案する地域計画への反映及び早期のクマ出没予測情報として役立っている。リアルタイムシカGPS首輪は、世界初の技術として実用化した。また、新たな「ワナと餌誘引捕獲技術」により効率的な捕獲対策への活用が期待されており、引き続き研究の継続が必要である。</p>  | <p>4</p> <p>有害鳥獣の行動分析や新たな捕獲技術の開発等を通じて、野生鳥獣害対策に貢献する研究であり、継続。</p>  |        |       |  |
|   |       |       | 鳥獣害防止                  | 農政部   | 技術支援課           | <p>被害軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、国交付金及び県単事業を活用して、地域が主体となった総合的な取組を支援する。また、日本獣医学生命科学大学と関係機関との連携を強化し、効果的な対策を推進する。</p>   | <p>野生鳥獣による農作物被害金額</p>   | <p>H22: 531百万円<br/>H23: 560百万円<br/>H24: 477百万円<br/>H25: 388百万円</p>  | 317百万円  | 309百万円  | 300百万円   | 224,140             | 203,916 | 125,533                      | <p>鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推進事業: 捕獲、被害防除等 地区数: 19</li> <li>整備事業: 侵入防止柵整備 地区数: 11</li> </ul> <p>鳥獣被害防止対策支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者捕獲機材導入(6市町)</li> <li>サル被害防止対策(5市町)</li> <li>高機能捕獲機材導入(1町)</li> </ul> <p>北関東圏6県 農作物被害対策連携協議会(WG2回)</p> <p>鳥獣対策広域連携会議(栃木・群馬、埼玉・群馬、長野・群馬)</p> <p>日本獣医学生命科学大学との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定鳥獣被害対策調査・分析事業を業務委託</li> </ul>   | <p>4</p> <p>野生鳥獣による農作物被害は、中山間地域から平坦地域に拡大傾向にある。また、農業者の経済的損失に加え、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加など、数字以上の影響を地域に及ぼし、依然深刻な状況が続いている。</p> <p>一方、地域ぐるみの対策や侵入防止柵の設置などに取り組んだ地域では、対策の効果が現れてきている。引き続き、関係部局、市町村と一層連携し、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策の一体的な推進に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、大学との共同研究の成果である科学的知見に基づく対策技術について、現地での実証・普及に取り組む必要があり、被害軽減に結びつけていく必要がある。</p>                                     | <p>4</p> <p>鳥獣被害が依然として減少しない中、市町村・専門機関・地域協議会と連携した総合的な対策の推進は不可欠であり、継続。</p>                                       |        |       |  |
|   |       |       | 鳥獣被害対策支援               | 農政部   | 技術支援課           | <p>野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣被害対策支援センターを中心に、生息数の増加が著しい有害鳥獣の計画的な捕獲を推進する。また、地域ぐるみでの被害対策を支援するため、被害対策技術の普及や人材育成、調査研究を進める。</p>   | <p>野生鳥獣による農作物被害金額</p>   | <p>H22: 531百万円<br/>H23: 560百万円<br/>H24: 477百万円<br/>H25: 388百万円</p>  | 317百万円  | 309百万円  | 300百万円   | 21,724              | 40,306  | 16,135                       | <p>鳥獣害に強い集落づくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施カ所数: 10ヶ所 (H24: 13カ所)</li> </ul> <p>鳥獣被害防止対策基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加人数 148人 (H24 145人)</li> </ul> <p>鳥獣被害対策指導者実技研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加人数 159人 (H24 413人)</li> </ul> <p>農業後継者(実業高校生等)研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加人数 72人 (H24 180人)</li> </ul> <p>鳥獣被害広域対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル、カワウ、ニホンジカ等の広域対策技術研究や実施体制づくり支援</li> </ul> <p>農作物加害獣生息・被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>嬭恋村カモシカ、沼田ツキノワグマ調査</li> </ul> <p>ツキノワグマ等の隣地被害地における防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域: 高崎市倉淵、神流町</li> </ul> | <p>3</p> <p>鳥獣害に強い集落づくり支援事業は、取組を行った地域ではその効果が現れており、被害も減少している。今後は、今までの事業実施の検証を踏まえ、捕獲の取組を視野に入れた対策や、成功事例を周辺地域や他地域へ広げる等、更に効果が上がるよう取組を実施していく必要がある。</p> <p>各種人材育成事業は、被害対策を実施する地域の指導者の育成や関係者の技術向上に役立っている。これからは各地域の技術的なレベルアップとともに、更に広範囲の地域をコーディネートできる専門技術者の育成などに取り組む必要がある。</p> <p>集落や地域単位の対策では対応しきれない、広範囲に移動する鳥獣種については、広域対策として取組を強化しており、その効果を検証しながら引き続き取り組んでいく必要がある。</p> | <p>3</p> <p>鳥獣被害対策支援センターを核として、単一集落での取組みのみならず、より広域的な対策に取り組むとともに、シカやイノシシ等の捕獲を推進し、より成果を実感できる対策を実施する必要があるため拡充。</p> |        |       |  |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>5

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |       |        |   |   |  |                          |              |              |                     | 決算額    | H25事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)   |                       |   |        |  |
|---|-------|-------|------------------------|-------|--------|---|---|--|--------------------------|--------------|--------------|---------------------|--------|---------|---|-----------------------|---|--------|--|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局   | 担当課   | 個別事業概要  | 目標・指標  |                          |              |              | 予算額                 |        |         | 部局評価  | 財政課評価                 |   |        |  |
|   |       |       |                        |       |        |   |   | 成果(結果)を示す項目  | 実績値<br>(過去4年間)           |              |              |                     |        |         | H25<br>当初<br>(千円)   | H26<br>当初<br>(千円)     | H25<br>決算<br>(千円)   | 評価の考え方 | 評価の考え方   |
|   |       |       |                        |       |        |   |   |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25 | H25<br>(前年度) | H26<br>(当年度) | H27<br>(総合計画<br>終期) |        |         |   |                       |   |        |  |
|   |       |       | 特別天然記念物カモシカ食害対策調査      | 教育委員会 | 文化財保護課 | カモシカ保護地域において、カモシカの生息や食害等の調査を行う。H24年度は、越後日光三国山系カモシカ保護地域において、特別調査を行う。   | カモシカ調査(越後日光三国山系及び関東山地)の実施回数<br>(調査延べ日数/人数)  | H22 : 42日/84人<br>H23 : 42日/84人<br>H24 : 6日/12人<br>H25 : 6日/12人 | 6日/12人(関東山地のみ)           | 42日/84人      | 42日/84人      | 17,498              | 4,200  | 11,383  | カモシカ調査員を委嘱し、中之条町・みなかみ町・沼田市・片品村・上野村において、カモシカの生息状況等の調査を行った。   | 4                     | 特別天然記念物であるカモシカを保護していくため、生態調査や食害調査を継続して実施していくことが不可欠である。                              | 4      | 地域社会と野生動物の共存を図るため、生態調査や食害調査を実施するものであり、継続。            |
| <b>(2)水環境等の保全</b>   |       |       |                        |       |        |   |   |  |                          |              |              |                     |        |         |   |                       |   |        |  |
| ■ 河川水質の向上や生物多様性の保全等に資するため、公共用水域の水質監視や工場排水規制の実施等の水環境を再生する取組を推進します。 |       |       |                        |       |        |   |   |  |                          |              |              |                     |        |         |   |                       |   |        |  |
|   |       |       | 公共用水域水質測定調査            | 環境森林部 | 環境保全課  | 河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質の常時監視を実施する。H24年度からは水道法の改正を受けて環境基準化が検討されている大腸菌数を測定開始、H25年度からは新しい環境基準であるノルフェノールを、H26年度からは、LASについて本格的に測定を開始した。 | 公共用水域水質測定調査環境基準達成率  | H22 : 77.5%<br>H23 : 77.5%<br>H24 : 75.0%<br>H25 : 82.5%       | 80%以上                    | 80%以上        | 85%          | 7,121               | 10,864 | 7,069   | 河川40地点(うち県実施地点20地点)で水質調査を実施した。(33地点でBOD水質環境基準を達成)<br>湖沼12地点(うち県実施地点1地点)で水質調査を実施した。(10地点でCOD水質環境基準を達成) | 4                     | 水質汚濁防止法に基づき、知事は河川・湖沼の水質汚濁状況の常時監視を行うことが義務づけられており、また、県民の健康と生活環境を守る上で基礎的な事業で、必要不可欠である。 | 4      | 水質汚濁防止法等に基づく、水質の常時監視であり、継続。                          |
|   |       |       | 環境審議会水質部会の運営           | 環境森林部 | 環境保全課  | 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項を、知事の諮問に応じて調査・審議。  | 同上  | 同上   | 同上                       | 同上           | 同上           | 64                  | 62     | —       | 平成26年2月17日に開催予定であったが、2月14日から16日の大雪による交通機関の不通による影響を考慮し、書面審議により、次年度に実施される水質測定計画について審議を行った。              | 4                     | 水質汚濁防止法に基づき、水質の汚濁の防止に関する重要事項について、環境審議会(水質部会)で審議し、意見をいただいている。                        | 4      | 重要事項について、専門的な見地からの意見を反映させることは重要であり、継続。               |
|   |       |       | 工場・事業場排水対策             | 環境森林部 | 環境保全課  | 公共用水域の水質を保全するため、改正法の周知とあわせて、工場・事業場への立入調査や排水水質検査を実施し、水質汚濁負荷の減少を図る。   | 同上  | 同上   | 同上                       | 同上           | 同上           | 1,254               | 1,093  | 1,188   | 延べ231事業場について排水基準の遵守状況調査に係る監視指導を実施し、排水基準に適合していない10事業場に対しては、文書により改善指導を行った。                              | 4                     | 水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場は排水基準の遵守義務があり、県がその監視指導を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で必要不可欠な事業である。          | 4      | 水質汚濁防止法等に基づく、工場・事業場の立ち入り調査等は県民の健康と生活環境を守る上で必要であり、継続。 |
|   |       |       | 発生事案対策                 | 環境森林部 | 環境保全課  | 河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁事故へ対応。H24年5月の利根川水系ホルムアルデヒド検出事案を受け、関係機関の連携体制を強化する。   | 同上  | 同上   | 同上                       | 同上           | 同上           | 2,314               | 2,037  | 2,114   | 平成25年度は82件の水質汚濁事故が発生し、下流の利水関係機関に迅速に情報伝達を行い、併せて応急措置を講じさせるとともに、再発防止指導を行った。                              | 4                     | 水質汚濁事故時の緊急対応は、水道事業者等による河川の利水障害の未然防止など県民生活の安全・安心に密接に結びついており、必要不可欠である。                | 4      | 水質汚濁事故が発生した際の緊急対応のための事業費(経費)であり、継続。                  |
|   |       |       | 渡良瀬川の水質監視体制の強化         | 新規    | 環境森林部  | 環境保全課   | 渡良瀬川上流部に自動採水装置(オートサンプラー)を設置することにより、河川の重金属濃度を正確に把握し、足尾鉾山の坑廃水や堆積場の下流への影響を適切に監視するための体制整備を図る。 | 降雨時における渡良瀬川本流の重金属濃度の正確な把握                                      | —                        | —            | —            | —                   | 2,962  | —       | —   | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外 |   |        |  |

| 主な取組(B)  | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                 |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    | 決算額       | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |                   |         |   |          |  |          |  |
|--|-------|-------|-------------------------|-------|-------|-------|--|-------------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------|---------------------------|-------------------|---------|---|----------|--|----------|--|
|  |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)  | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課   | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目             | 目標・指標  |                                    |                                    |                                    |           | 予算額                       |                   | H25事業結果 | 部局評価  |          | 財政課評価  |          |  |
|  |       |       |                         |       |       |       |  |                         | 実績値<br>(過去4年間)   |                                    |                                    |                                    |           | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円) |         | H25<br>決算<br>(千円)   | 評価<br>区分 | 評価の考え方   | 評価<br>区分 | 評価の考え方   |
|  |       |       |                         |       |       |       |  |                         | H22  | H23                                | H24                                | H25                                |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |
| <p>■ 生活環境、水環境の改善の観点から、汚水処理人口普及率の向上に向けて、汚水処理施設を整備するなど、効果的・効率的な取組を推進します。</p> |       |       |                         |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |
|  |       |       | 下水道推進対策<br>(一般会計)       |       | 県土整備部 | 下水環境課 | 下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。                                      | 汚水処理人口普及率               | H22 : 73.0%<br>H23 : 74.3%<br>H24 : 74.9%<br>H25 : H26年9月把握予定                                | 83.3%                              | 85.0%                              | 86.7%                              | 791,831   | 988,090                   | 639,635           | 4       | 下水道推進対策 1,837千円<br>下水道事業団補助<br>市町村下水道費補助 77,100千円<br>市町村単独下水道への事業補助<br>農業集落排水 219,050千円<br>9地区実施<br>浄化槽対策 341,648千円<br>3,363基設置補助   | 4        | 公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備へ県費補助を行う「汚水処理人口普及率ステップアッププラン」は平成25年度末で終了し(H23からは浄化槽工補補助金を含む)、平成26年度は「汚水処理施設整備費補助」として県費補助制度を継続した。<br>・これまでの実施状況から普及率向上の下支え等の効果が確認されている。<br>・全国的に汚水処理人口普及率が下位(平成25年度末37位)にある本県としては、継続して市町村の汚水処理の普及促進を図っていく必要があるため、平成27年度以降も制度の継続が必要である。 | 4        | 汚水処理人口普及率目標に対し、実際の普及率が未だ低位であることから、継続。<br>・汚水処理人口普及率向上施策について、これまで普及率が計画どおり向上しなかった原因を分析するなど、施策の有効性を検証した上で、より効果的な実施方法に見直す必要がある。 |
|  |       |       | 下水道推進対策<br>(特別会計)       |       | 県土整備部 | 下水環境課 | 下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。                                      | 汚水処理人口普及率               | H22 : 73.0%<br>H23 : 74.3%<br>H24 : 74.9%<br>H25 : H26年9月把握予定                                | 83.3%                              | 85.0%                              | 86.7%                              | 8,930,163 | 7,979,356                 | 7,540,356         | 4       | 流域下水道管理 3,245,923千円<br>法令で規定する放流水質基準を遵守するよう下水道施設を管理<br>流域下水道建設(社会資本)<br>4,215,783千円<br>流域下水道管渠、処理場処理設備及び汚泥処理設備の建設<br>流域下水道建設(単独建設) 45,624千円<br>流域下水道の処理場内整備工事<br>流域下水道計画調査 21,206千円<br>流域下水道周辺対策 11,820千円<br>下水道処理場周辺地域の生活環境を改善するため、道路整備を実施 | 4        | 流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費について制度改正を検討中である。<br>・まずは、維持管理費のうち県に交付税措置されない公費負担金の廃止を前提に、県と市町村で協議中。<br>・汚水処理人口普及率について、目標値を達成できるよう市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。  | 4        | 汚水処理実行普及率向上のため、計画的に下水道を管理・整備する必要があり、継続。<br>・ただし、面整備の促進や接続率の向上など、収入増につながる方策を検討する必要がある。  |
| <p>■ 生活環境を保全し、県民の健康を守るため、大気汚染の防止等に取り組めます。</p>                              |       |       |                         |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |
|  |       |       | 地下水質測定調査                |       | 環境森林部 | 環境保全課 | 県内の地下水の汚染状況を監視するための水質測定を実施する。  | 地下水質環境基準達成率             | H22 : 76.8%<br>H23 : 79.5%<br>H24 : 88.7%<br>H25 : 90.1%                                     | 環境基準達成率の向上を図る                      | 環境基準達成率の向上を図る                      | 環境基準達成率の向上を図る                      | 6,112     | 5,757                     | 6,061             | 4       | 県内の151井戸(うち県実施分は99井戸)で調査を実施した。(136井戸で環境基準を達成)   | 4        | 水質汚濁防止法により、知事は地下水の水質汚濁状況の常時監視を行うことが義務づけられており、また、県民の健康と生活環境を守る上で基礎的な事業で、必要不可欠である。   | 4        | 県民が安心して地下水を利用するための、水質汚濁防止法に基づき実施する測定調査であり、継続。  |
|  |       |       | 地下水・土壌汚染防止対策            |       | 環境森林部 | 環境保全課 | 土壌汚染対策法の周知徹底を行い、同法の円滑な施行を図る。<br>土壌・地下水汚染事故が発生した場合には、県民の健康被害を防止という観点から、必要な調査の実施、対策を指導する。    | 同上                      | 同上   | 同上                                 | 同上                                 | 同上                                 | 1,229     | 1,123                     | 924               | 4       | 土壌汚染対策法の届出審査及び調査結果報告者に対する必要な指導を行うとともに、汚染が確認された事案については、県民の健康被害を防止するため、定期モニタリング等を実施した。  | 4        | 土壌・地下水汚染による健康被害を防止するため、法に基づく汚染状況の把握、汚染があった場合の追加調査・対策・事業者指導は、県民の健康被害防止に必要不可欠な事務・事業である。  | 4        | 土壌汚染対策法に基づき実施する調査や指導、対策等は、県民の健康被害防止に資すると考えられるため、継続。  |
|  |       |       | 特定地域土壌汚染対策              |       | 環境森林部 | 環境保全課 | 坂東工業団地周辺土壌・地下水汚染問題に関して、専門家会議の開催や定期地下水モニタリングを実施する。  | 同上                      | 同上   | 同上                                 | 同上                                 | 同上                                 | 5,000     | 982                       | 318               | 4       | 専門家会議をH26.2.6に開催し、今後の対応方針等について意見をいただくとともに、本事業の解決に向けて関係者協議を継続した。   | 4        | 地下水汚染が水道水源井戸まで及んでいることから、県民の健康への影響・不安を払拭するため、専門家会議の意見を踏まえ引き続き本事業の早期解決に向けて取り組む必要がある。   | 4        | 県民の不安を払拭するため、引き続き問題の解決に向けて取り組む必要があるため、継続。  |
|  |       |       | 大気中微小粒子状物質(PM2.5)測定体制整備 | 再掲    | 環境森林部 | 環境保全課 | H21年度に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、常時監視及び注意喚起のために必要な測定体制を整備する。<br>また、PM2.5対策の基礎データを得るため成分分析等を行う。 | 県内における質量測定地点数および成分分析地点数 | ○質量測定地点数<br>(H23 測定開始)<br>H23 1か所<br>H24 3か所<br>H25 8か所<br>○成分分析地点数<br>(H25 測定開始)<br>H25 2か所 | ○質量測定地点数<br>8か所<br>○成分分析地点数<br>2か所 | ○質量測定地点数<br>8か所<br>○成分分析地点数<br>2か所 | ○質量測定地点数<br>8か所<br>○成分分析地点数<br>2か所 | 18,000    | 1,981                     | 33,138            | 4       | PM2.5測定機を5地点に設置し、高崎市が設置した1地点とあわせて9地点の測定体制となった。また、移動測定車にも1台設置した。<br>成分分析については、分析機器を整備し、前橋、沼田の2カ所で実施した。   | 4        | 県全体のPM2.5濃度を把握するための9局の測定体制が整ったので、測定結果及び全国的状況を踏まえて、県内の状況を検証していく。<br>・成分分析については、引き続き実施し、発生原因を究明するための基礎とする必要がある。  | 4        | 現状の測定体制を維持し、継続。<br>成分分析については、発生原因究明のために必要であり、継続。   |
| <p>(3)畜産臭気対策等</p>  |       |       |                         |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |
| <p>■ 畜産臭気対策技術の県内畜産農家への普及を支援し、地域環境に配慮した畜産経営の確立を目指します。</p>                   |       |       |                         |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |
|  |       |       | 地域と調和した畜産環境確立           |       | 農政部   | 畜産課   | 畜産堆肥の利用促進を図るための、施設機械の整備を支援するとともに、畜産環境汚染問題の大半を占める悪臭の防止対策のため、家畜排せつ物発酵処理施設への脱臭装置の設置を補助する。     | 県等で開発した脱臭装置の設置台数        | H22:2基<br>H23:0基<br>H24:2基<br>H25:0基   | 3基                                 | 2基                                 | -                                  | 22,899    | 18,882                    | 3,560             | 4       | 耕畜連携による堆肥流通促進に必要な機械類を4地区の整備について支援した。<br>臭気対策は事業を拡充し、排水対策をメニュー化して推進を図った。<br>畜産環境リソース整備促進事業では附加賃付料の一部を補助し、事業の推進を図った。  | 4        | 畜産環境周辺整備は地域の生活環境及び畜産経営の安定に重要な取り組みである。しかし、非生産部門の環境対策に費用をかける農家は少ない。このため、県・市町村等の支援が必要であることから、県・市町村・地域等が一体となって取り組むべき課題である。   | 4        | 畜産経営の安定のため、畜産堆肥の利用促進及び臭気対策を進めていく必要があるため継続。   |
| <p>■ 畜産バイオマスの利用促進に向け、たい肥化やエネルギー化などの支援を行います。</p>                            |       |       |                         |       |       |       |  |                         |  |                                    |                                    |                                    |           |                           |                   |         |   |          |  |          |  |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>7

| 主な取組(B)                                    | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)   |       |       |           |  |                                    |  |                              |                              |                                   | 決算額       | H25事業結果   | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
|--|-------|-------|---|-------|-------|-----------|--|------------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|---------------------------|--|-------------------|---|--------|---|---|---|---|--|-----------------------|
|  |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                          | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課       | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目                        | 目標・指標  |                              |                              |                                   |           |           | 予算額                       |  | H25<br>決算<br>(千円) | 部局評価  | 財政課評価  |   |   |   |   |  |                       |
|  |       |       |   |       |       |           |  |                                    | 実績値<br>(過去4年間)   |                              | 目標値                          |                                   |           |           | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)  |                   | 評価の考え方  | 評価の考え方 |   |   |   |   |  |                       |
|  |       |       |   |       |       |           |  |                                    | H22<br>H23<br>H24<br>H25   | H25<br>(前年度)                 | H26<br>(当年度)                 | H27<br>(総合計画<br>終期)               |           |           |                           |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
|  |       |       | 産学官連携の推進  | 再掲    | 企画部   | 新エネルギー推進課 | 産学官共同研究のコーディネート、大学等研究シーズの技術移転を行うとともに、環境保全と畜産振興の両立を図るために開発した新技術の成果の実用化や普及を促進する。   | ①特許登録件数/出願件数(累計)<br>②商品化・実用化(累計)   | ①特許登録件数/出願件数<br>H22: 5件/58件<br>H23: 15件/61件<br>H24: 21件/64件<br>H25: 25件/69件  | H25 (前年度)                    | H26 (当年度)                    | H27 (総合計画終期)                      | H25当初(千円) | H26当初(千円) | H25決算(千円)                 | 2,802  | 3,595             | 3,595   | 2,802  | 4   | 地域結集事業で開発した新技術の実用化・普及を図ることで、畜産経営に伴う余剰たい肥、水質汚染、臭気などの課題解決を図るとともに、エネルギー自立型・環境調和型畜産業の実現に寄与する。 | 4 | 商品化や実用化に引き続き取り組みとともに、既に実用化されている技術について、畜産現場への普及に努めていく必要があるため、継続。 |  |                       |
|  |       |       | 低温ガス化技術の汎用実証事業                                  | 新規・再掲 | 企画部   | 新エネルギー推進課 | 低温ガス化技術を早期に実用化するため、現存する100kg試験機を活用して、原材料や発電装置の違いによる技術的課題解決に向けた実証試験を実施する。   | 早期実用化に向けた最適データの収集及び最適条件の検証のための実証試験 | -  | -                            | 実用化に向けた各種データ等の収集             | 低温ガス化装置の畜産現場への導入                  |           | 1,000     | -                         |  |                   |   |        |   |   |   |   |  | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外 |
| 1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る 小計 11,494,716          |       |       |   |       |       |           |  |                                    |  |                              |                              |                                   |           |           |                           |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
| <b>2 地球環境を守る持続可能な社会づくり</b>                 |       |       |   |       |       |           |  |                                    |  |                              |                              |                                   |           |           |                           |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
| <b>(1)地球温暖化防止のための事業者・家庭・地域の取組</b>          |       |       |   |       |       |           |  |                                    |  |                              |                              |                                   |           |           |                           |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
| ■ 低炭素社会構築に向けた事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。 |       |       |   |       |       |           |  |                                    |  |                              |                              |                                   |           |           |                           |  |                   |   |        |   |   |   |   |  |                       |
|  |       |       | 地球温暖化対策実行計画推進                                   |       | 環境森林部 | 環境政策課     | H23年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図るため、「群馬県地球温暖化対策推進会議」を開催し、計画の進行管理を行う。  | 県内温室効果ガス排出量                        | H22 17,225千t<br>H23 18,312千t<br>H24 H26年12月把握予定<br>H25 H27年12月把握予定   | -                            | -                            | H32年度の排出量<br>H19年度比▲28%(14,530千t) | 785       | 755       | 51                        | 群馬県地球温暖化対策実行計画推進部会開催(1回)   | 4                 | 計画では平成32年度までに平成19年度比で28%削減を目標としており、県として実行計画にある7つの重点施策を中心に今後の温暖化対策に取り組んでいく必要がある。                   | 4      | 「群馬県地球温暖化対策実行計画」の削減目標達成に向けて、計画の進捗管理等は必要であり、継続。                          |   |   |   |  |                       |
|  |       |       | 環境GS等事業者対策推進<br>※「環境GS認定制度運営」と「国内クレジット等普及推進」を統合 |       | 環境森林部 | 環境政策課     | ①事業者から排出される温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取り組みやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境GS(Gunma Standard)認定制度の運用と普及拡大を図る。<br>②本県における国内クレジット等の普及推進を図るため、関係者による会議及び制度説明会を開催。H25から「Jクレジット制度群馬県ネットワーク連絡会議」とし、制度の普及促進を図る。 | ①環境GS認定事業者数<br>②県内の排出削減事業計画提出数     | ①H22年度末時点 1,191<br>H23年度末時点 1,598<br>H24年度末時点 1,923<br>H25年度末時点 1,976<br>②H22累計23件<br>H23累計32件<br>H24累計40件<br>H25累計41件<br>※J-クレジットへの移行を含む  | ①H25年度末時点<br>2,100<br>②累計62件 | ①H26年度末時点<br>2,200<br>②累計77件 | ①H27年度末時点<br>2,600<br>②累計92件      | 5,833     | 5,414     | 5,751                     | ①認定事業者数 1,976事業者<br>・環境GS認定事業者支援事業(情報誌発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー7回開催、推進員派遣40件、など)<br>・GSステッカー作成<br>・GSパンフレット作成<br>②「群馬県国内クレジットネットワーク連絡会議」の開催(1回) | 4                 | CO2排出の部門別で1/3以上と大きなウエイトを占める事業者部門(産業部門)の省エネ・省CO2を図るため、群馬県独自の環境マネジメントシステムである「環境GS認定制度」等の普及拡大は必要である。 | 4      | 温室効果ガスの削減に向けた事業者の主体的な取り組みを促進する事業として、GS認定事業者も着実に増加してきており、事業者に向けた普及拡大は継続。 |   |   |   |  |                       |
|  |       |       | 「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業                              | 再掲    | 農政部   | 農政課       | 長期利用可能な農業資材や低燃費な農業機械への買換え等、地球環境に配慮した取組を支援する。   | ①認定農業者数<br>②農業法人数<br>③新規就農者数       | ①認定農業者数<br>H22: 4,858人<br>H23: 4,715人<br>H24: 4,650人<br>H25: 4,694人<br>②農業法人数<br>H22: 442法人<br>H23: 465法人<br>H24: 482法人<br>H25: 512法人<br>③新規就農者数<br>H22: 190人<br>H23: 195人<br>H24: 204人<br>H25: 192人 | ①5,270人<br>②530法人<br>③200人   | ①5,335人<br>②550法人<br>③200人   | ①5,400人<br>②580法人<br>③200人        | 66,000    | 66,000    | 53,147                    | 20市町村、59事業主体が行う農業用機械・施設の整備に対して支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成した。   | 4                 | 認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者等新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体など本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することを目的としているため継続する。       | 4      | 本県農業の将来を担う強い経営体の育成は重要であり継続。真に強い担い手の育成のため、補助内容や要件は適宜見直しが必要がある。           |   |   |   |  |                       |

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                                     |       |       |  |   |   |  |  |              |                     | 決算額       | H25事業結果   | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |  |                   |   |            |   |
|---|-------|-------|---|-------|-------|--|---|---|--|--|--------------|---------------------|-----------|---|---------------------------|--|-------------------|---|------------|---|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                      | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課  | 個別事業概要  | 目標・指標   |  |  |              | 予算額                 |           |   | 部局評価                      | 財政課評価  |                   |   |            |   |
|   |       |       |   |       |       |  |   | 成果(結果)を示す項目   | 実績値<br>(過去4年間)   |  | 目標値          |                     |           |   | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)  | H25<br>決算<br>(千円) | 評価<br>区分  | 評価の<br>考え方 | 評価の<br>考え方  |
|   |       |       |   |       |       |  |   |   | H22<br>H23<br>H24<br>H25                                 | H25<br>(前年度)                                       | H26<br>(当年度) | H27<br>(総合計画<br>終期) |           |   |                           |  |                   |   |            |   |
| <p>■ 地球温暖化防止県民アクションなど温室効果ガス削減のための家庭や地域における省エネルギー行動を展開します。</p> |       |       |   |       |       |  |   |   |  |  |              |                     |           |   |                           |  |                   |   |            |   |
|   |       |       | 県民アクション<br>※「地球温暖化防止県民アクション推進」と「レジ袋削減推進」を統合 | 環境森林部 | 環境政策課 | 地球温暖化防止について、県民自ら行動することによる意識啓発を図り、家庭におけるライフスタイルの見直しを推進する。               | ①リーフレット報告者数(延べ人数)<br>②「県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」参加事業者数  | ①H22 15,792人<br>H23 12,548人<br>H24 12,029人<br>H25 6,371人<br>②H22 14事業者<br>H23 14事業者<br>H24 14事業者<br>H25 14事業者 | ①5,000人<br>H25からは児童・生徒用に子ども版のみとし<br>②20事業者               | ①5,000人<br>H25からは児童・生徒用に子ども版のみとなるため目標値変更<br>②32事業者 | 1,017        | 829                 | 1,037     | ①県内の小中学生がリーフレット「ストップ温暖化！県民アクション」に取り組むことで二酸化炭素の削減量を実感してもらった。<br>・参加者数：(7日間)6,371人<br>②「環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」に負担金を拠出し、店頭啓発及びアンケート調査を実施するとともに協力店舗の登録推進を図った。<br>・協力店登録店舗：322店舗 | 4                         | これまでの事業の見直しの結果、県民アクションはリーフレットなど児童・生徒を対象とした環境教育目的のものとなっていることから、「子ども環境教育推進」への移管を検討し、事業継続する。また、環境にやさしい買い物スタイルの普及については、引き続きライフスタイルの見直しを推進することが必要である。   | 4                 | 家庭部門での温暖化対策として、県民への意識啓発は必要であり、継続。なお、事業実施にあたっては、気運が醸成されたものについては、見直しを図り、常に意識啓発に資する事業を効果的に実施すべきである。  |            |   |
|   |       |       | 家庭の節電・省エネ推進プロジェクト                           | 環境森林部 | 環境政策課 | 電力需給問題を契機として、家庭における温暖化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。 | 家庭部門の二酸化炭素排出量   | H22 2,664千t<br>H23 2,814千t<br>H24 H26年12月把握予定<br>H25 H27年12月把握予定  | -  | -  | 594          | 541                 | 594       | ・「ぐんまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション」作成<br>(夏・冬用各5,000部)<br>・節電出前講座開催(53回)   | 4                         | 震災に端を発した電力不足は、今後も当面続き、国からも家庭に対して節電の要請があると思われる。さらしに効果が上がるようにパンフレットについて見直しを行うとともに、これまでの節電の取組経験やその実績を活かし、引き続き家庭における節電・省エネの普及推進やその定着化を図る必要がある。   | 4                 | 家庭部門での温暖化対策として、県民への意識啓発は必要であり、継続。なお、事業効果を考え、家庭部門をターゲットとした他の事業との統合も含めて検討が必要。   |            |   |
| <p>■ 森林が有する二酸化炭素吸収・貯蔵機能を発揮させるための森林の適切な整備・保全、木材利用等を推進します。</p>  |       |       |   |       |       |  |   |   |  |  |              |                     |           |   |                           |  |                   |   |            |   |
|   |       |       | ぐんま緑の県民基金事業<br>(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)  | 新規・再掲 | 環境森林部 | 税務課、林政課、林業試験場  | ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備  | ぐんま緑の県民基金事業による森林整備面積  | 420ha  | 750ha  | -            | 616,132             | -         | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外   |                           |  |                   |   |            |   |
|   |       |       | 森林整備  | 再掲    | 環境森林部 | 林政課、森林保全課、緑化推進課  | 森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。  | 森林整備面積  | H22 6,157ha<br>H23 5,607ha<br>H24 4,524ha<br>H25 3,652ha | 7,000ha  | 7,000ha      | 7,000ha             | 1,094,730 | 1,229,443   | 978,535                   | 平成25年度は、3,652haの補栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。(事業別実績)<br>・補助公共造林 … 1,171ha<br>・単独森林整備 … 191ha<br>・森林活性化対策 … 42ha<br>・間伐促進強化対策 … 385ha<br>・加速化間伐 … 504ha<br>・補助公共治山 … 446ha<br>・保安林リフレッシュ … 218ha<br>・水源宝くじ … 35ha<br>・その他 … 660ha  | 4                 | 森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。なお、目標面積に対し実績面積が減少した原因は、労力と時間を必要とする搬出を伴う間伐が増加し、切り捨ての間伐の面積が減少したことによるもの。   | 4          | 森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。                                    |
|   |       |       | 木材加工試験                                      |       | 環境森林部 | 林業試験場  | 県産材を利用した住宅用内装材の開発(H23～26)<br>大径材の有効利用技術の開発(H23～25)<br>県産ヒノキ中目材の用途開発(H24～26)<br>県産スギ平角材の強度性能に関する研究(H24～26)<br>ぐんま型木製ガードレールの維持管理技術の開発(H24～26)<br>県産材を使用した枠組壁工法部材の開発(H26～29) | 県産材の利用技術開発及び新たな材料開発に関する調査研究を行い、県産材の需要拡大を図る。   | H22 : 3件<br>H23 : 4件<br>H24 : 5件<br>H25 : 5件             | 5件   | 5件           | 5件                  | 4,176     | 4,014   | 4,137                     | ・節や色調の強コントラスト等スギ材が持つ欠点をカバーする新しい改良駒及び塗装技術を開発中で、ピンク系の内装材については実用化の目処も立ち、従来の木を好むユーザー以外への需要拡大の可能性が高まった。<br>・長伐期大径材に伴うスギ・ヒノキ平角材の含水率や強度性能等の材質特性を把握した。特にスギ材は10年前に比べて強度が高い材が増えていることがわかり、梁桁用としての利用可能性が高まった。<br>・設置半年後、2年後及び3年後のぐんま型ガードレールの劣化状況と割れ状況を評価した。適切なメンテナンスの時期や方法解明のための重要なデータを収集中であり、県産材の土木分野への利用促進に繋がる効果的な維持管理マニュアルの作成を予定している。 | 4                 | 外材から県産材への需要構造を転換し、地産地消と県内消費の拡大を図るため、利用技術開発や、新たな材料開発に関する研究を継続的に進める必要がある。<br>・県産木材を活用した実例としては、木製遮音壁が北関東自動車道に延長5kmに渡って設置されているほかぐんま型ガードレールが21世紀の森などに設置されている。また、住宅用内装材の「ヒョケール」が不燃材料の認定を受け、商品化されているなど県民生活の基盤整備のための技術開発を行っている。 | 4          | 新たな利用技術の開発等を通して、県産材の利用増加に貢献する事業であり、継続。研究成果については、開発した技術が普及することが重要であり、技術の普及方法や実用化の見込みについて、十分な検討が必要。 |



【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>9

| 主な取組(B)  | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                                     |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     | 決算額     | H25事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)   |   |  |          |        |          |        |
|--|-------|-------|---|-------------|-----------|---|------------------------------|---|--------------------------|--------------|----------------------------------|---------------------|---------|---------|---|---|--|----------|--------|----------|--------|
|  |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                      | 新規/再掲       | 担当部局      | 担当課   | 個別事業概要                       | 目標・指標   |                          |              |                                  | 予算額                 |         |         | 部局評価  |   | 財政課評価  |          |        |          |        |
|  |       |       |   |             |           |   |                              | 成果(結果)を示す項目   | 実績値<br>(過去4年間)           |              | 目標値                              |                     |         |         | H25<br>当初<br>(千円)   | H26<br>当初<br>(千円)   | H25<br>決算<br>(千円)  | 評価<br>区分 | 評価の考え方 | 評価<br>区分 | 評価の考え方 |
|  |       |       |   |             |           |   |                              |   | H22<br>H23<br>H24<br>H25 | H25<br>(前年度) | H26<br>(当年度)                     | H27<br>(総合計画<br>終期) |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
| <b>(2)低炭素社会構築に向けた交通対策</b>  |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
| <b>■ エコドライブの普及促進、電気自動車等の次世代自動車の導入等促進など自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。</b>    |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
|  |       |       | 次世代自動車等対策推進<br>※「電気自動車普及推進」と「エコドライブ普及推進」を統合 | 環境森林部       | 環境政策課     | ①「県電気自動車普及推進連絡協議会」を運営し、県内の電気自動車等の普及を推進する。<br>②自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進する。 | 県内運輸部門の二酸化炭素排出量              | H22 4,916千t<br>H23 4,818千t<br>H24 H26年12月把握予定<br>H25 H27年12月把握予定  | -                        | -            | H32年度の排出量<br>H19年度比▲18%(4,176千t) | 554                 | 543     | 435     | ①「群馬県電気自動車普及推進連絡協議会」の開催(1回)<br>EV、PHV試乗会開催(2回)<br>群馬県次世代自動車充電インフラビジョンの策定(5月)<br>同ビジョンに基づく充電器の設置(34箇所・38基)<br>②エコドライブセミナー(トラックの省エネ運転等)の開催(1回)<br>エコドライブイベント(グリーンエコフェスティバル)の開催(1回)<br>エコドライバーの集いの開催(1回) | 全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対しての温暖化対策として、①環境に対する負荷の少ない電気自動車等の普及推進、②エコドライブの普及推進は欠かせない。<br>については、充電器等のインフラ整備、及び継続した普及啓発活動を行う必要がある。 | 運輸部門に対する温暖化対策において、①環境負荷の少ない電気自動車の普及促進、②エコドライブの普及推進は有効であり、継続。<br>なお、県内における電気自動車の普及を進めるため、国等による補助制度の周知等により、インフラ整備を促進する必要がある。 |          |        |          |        |
| <b>■ 「群馬県電気自動車普及推進連絡協議会」を中心に、産学官が連携して、電気自動車等の普及や地域振興に向けた積極的な取組を検討・実施します。</b> |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
|  |       |       | 次世代自動車等対策推進<br>※「電気自動車普及推進」と「エコドライブ普及推進」を統合 | 再掲<br>環境森林部 | 環境政策課     | ①「県電気自動車普及推進連絡協議会」を運営し、県内の電気自動車等の普及を推進する。<br>②自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進する。 | 県内運輸部門の二酸化炭素排出量              | H22 4,916千t<br>H23 4,818千t<br>H24 H26年12月把握予定<br>H25 H27年12月把握予定  | -                        | -            | H32年度の排出量<br>H19年度比▲18%(4,176千t) | 554                 | 543     | 435     | ①「群馬県電気自動車普及推進連絡協議会」の開催(1回)<br>EV、PHV試乗会開催(2回)<br>群馬県次世代自動車充電インフラビジョンの策定(5月)<br>同ビジョンに基づく充電器の設置(34箇所・38基)<br>②エコドライブセミナー(トラックの省エネ運転等)の開催(1回)<br>エコドライブイベント(グリーンエコフェスティバル)の開催(1回)<br>エコドライバーの集いの開催(1回) | 全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対しての温暖化対策として、①環境に対する負荷の少ない電気自動車等の普及推進、②エコドライブの普及推進は欠かせない。<br>については、充電器等のインフラ整備、及び継続した普及啓発活動を行う必要がある。 | 運輸部門に対する温暖化対策において、①環境負荷の少ない電気自動車の普及促進、②エコドライブの普及推進は有効であり、継続。<br>なお、県内における電気自動車の普及を進めるため、国等による補助制度の周知等により、インフラ整備を促進する必要がある。 |          |        |          |        |
| <b>■ 自動車利用からの転換を図るため、公共交通の利便性の向上を図ります。</b>                                   |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
|  |       |       | 総合交通政策<br>(公共交通機関利用促進)                      | 県土整備部       | 交通政策課     | 「エコ通勤」の実施、新入高校生向けリーフレットの配布、公共交通教室の開催、バス情報の提供等を通じ、公共交通機関の利用促進を図る。  | 「エコ通勤推進事業」におけるマイカー通勤者からの転換者数 | H22: 延べ11,433人<br>H23: 延べ11,996人<br>H24: 延べ8,469人<br>H25: 未実施   | -                        | -            | -                                | 2,029               | 1,572   | 1,505   | エコ通勤を推進したほか、新入高校生に対するリーフレット配付や小学生に対する公共交通教室の開催、インターネット上での分かりやすい交通情報の提供などを行い、公共交通機関の利用促進を図った。  | 公共交通に対する県民の意識を高めその利用を促進するため、エコ通勤などの利用促進策を継続して実施し、県民の足の確保と地域の活性化に役立てることが必要である。   | 環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進を進めていくためのきっかけ作りであり、継続。  |          |        |          |        |
| <b>(3)再生可能エネルギーへの転換</b>  |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
| <b>■ 日照時間の長さやバイオマス資源等に恵まれた本県の特性を活かし、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入促進を支援します。</b>     |       |       |   |             |           |   |                              |   |                          |              |                                  |                     |         |         |   |   |  |          |        |          |        |
|  |       |       | 太陽光発電推進<br>(新エネルギー特別会計繰出)                   | 企画部         | 新エネルギー推進課 | 本県の特徴を活かし、新エネルギーによる新たな電力の創出に取り組む「電源群馬プロジェクト」を推進するなかで、県民が県有施設を活用した太陽光発電設備等の設置に取り組む。  | 県有施設への太陽光発電設備等の設置            | -   | -                        | -            | 県有施設への太陽光発電設備等の設置                | 100,000             | 74,500  | 24,978  | 利根沼田振興局庁舎屋上に47.5kWの太陽光発電設備を設置した。<br>富岡合同庁舎屋上に太陽光発電設備を設置するため、設計を行った。   | 将来的なエネルギーコスト上昇が懸念される県民生活を視野に入れて、総合的な再生可能エネルギー導入推進の取り組みを継続する必要がある。   | 再生可能エネルギーの導入・普及を、積極的に進めていく必要があるため、継続。  |          |        |          |        |
|  |       |       | 住宅用太陽光発電設備導入推進                              | 環境森林部       | 環境政策課     | 県民が設置する住宅用太陽光発電設備に対し、県がその費用の一部を補助することにより、本県における再生可能エネルギー導入の促進と家庭部門での温室効果ガスの抑制を図る。今年度は既築住宅のみを補助対象とする。                      | 県内の住宅用太陽光発電設備設置件数            | 県補助(国資料)<br>H22 3,513件(4,091件)<br>H23 5,443件(6,245件)<br>H24 7,746件(7,719件)<br>H25 5,136件(8,347件)<br>※繰越は翌年度計上 | 10,000件                  | 10,000件      | 10,000件                          | 614,209             | 434,330 | 287,984 | 住宅に太陽光発電設備を導入する個人に補助金を交付した。<br>・H24年度繰越交付件数:26件<br>・H25年度内交付件数:5,110件<br>・H26年度へ繰越:1,651件   | 再生可能エネルギー導入目標の達成に向けてH27年度まで毎年1万件の目標を設定している。H27年度は最終年度として補助制度を見直しつつ改善を図る。  | 再生可能エネルギー導入の促進と家庭部門での温室効果ガスの抑制のため、継続。<br>なお、太陽光発電設備導入の初期投資負担の変化等も踏まえた制度見直しを検討する必要がある。                                      |          |        |          |        |
|  |       |       | 新エネルギー推進                                    | 企画部         | 新エネルギー推進課 | 太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行う。<br>小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。                           | マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計)   | H22: 19箇所<br>H23: 23箇所<br>H24: 23箇所<br>H25: 25箇所  | 22箇所                     | 24箇所         | 25箇所                             | 22,817              | 19,404  | 21,383  | 小水力発電導入に係る調査支援事業補助金を7件補助した。<br>地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金を2件補助した。<br>太陽光発電事業マッチング会を1回開催した。   | 国のエネルギー基本計画等を踏まえ、長い日照時間や豊富な水資源など、本県の恵まれた自然環境を活かしながら新エネルギーの導入に引き続き取り組んでいく必要がある。  | 日照時間や水資源など、本県の恵まれた環境を生かし、事業化を目指して取組を進める必要があるため、継続。   |          |        |          |        |
|  |       |       | バイオマス活用推進                                   | 環境森林部       | 環境政策課     | 県バイオマス活用推進計画(H24.3策定)に基づき、本県の地域特性に応じた効果的なバイオマスの活用を推進する。   | バイオマス利用率                     | H22 71%<br>H23 72%<br>H24 76%<br>H25 H26年11月頃把握予定   | -                        | -            | H33年度 81%                        | 444                 | 178     | 309     | バイオマス活用推進委員会の開催<br>バイオマス活用推進計画に関わる事業の進捗点検を実施し、バイオマス利用率を把握。<br>バイオマスセミナーの開催  | バイオマスの活用は、エネルギー利用や廃棄物の適正処理等から進めていく必要がある。  | 計画を着実に進めていくための進捗管理は重要であり、継続。   |          |        |          |        |

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |       |       |            |  |  |  |                     |                     |                                     | 決算額       | H25事業結果   | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
|---|-------|-------|------------------------|-------|-------|------------|--|--|--|---------------------|---------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|--|---|--|--|---------------------------------------|--|-------------------|--------|--------|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課        | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目  | 目標・指標  |                     |                     |                                     |           |           | 予算額  |   | H25<br>当初<br>(千円)  | H26<br>当初<br>(千円)  | H25<br>決算<br>(千円)                     | 部局評価   |                   | 財政課評価  |        |
|   |       |       |                        |       |       |            |  |  | 実績値<br>(過去4年間)   |                     | 目標値                 |                                     |           |           | H25<br>当初<br>(千円)  | H26<br>当初<br>(千円)   |  |  |                                       | H25<br>当初<br>(千円)  | H26<br>当初<br>(千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 |
|   |       |       |                        |       |       |            |  |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25   | H25<br>(前年度)        | H26<br>(当年度)        | H27<br>(総合計画<br>終期)                 |           |           |  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
|   |       |       | 再生可能エネルギー等導入推進基金事業     | 再掲    | 環境森林部 | 環境政策課      | 再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、自立・分散型エネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することを目的に、再生可能エネルギー等の導入を促進・支援する。                | 防災拠点・避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池等の設置箇所数<br>①公共施設(県・市町村)<br>②民間施設                      | -  | ①2箇所<br>②0箇所        | ①44箇所<br>②5箇所       | ①10箇所<br>②0箇所                       | -         | 1,355,300 | 1,801,782  | ①市町村 設計費 2市<br>②民間施設 なし   | 4  | 災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するため、当該基金事業は継続。  | 4                                     | 基金を活用し、県民の安全・安心な生活の実現と、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することは必要であり、継続。<br>事業採択にあたっては、地域ごとのバランス及び、効果の高い事業を優先し、事業目的を最大限に実現すること。 |                   |        |        |
|   |       |       | 林業県ぐんま確立対策             |       | 環境森林部 | 林業振興課      | 森林県から林業県への飛躍を図るため、低コスト林業の確立及び県産材製品の高品質化に必要な機械施設等の整備に助成するとともに、低質材の全量買取及びエネルギー利用を促進する。                     | ①素材生産量<br>②人工乾燥材生産量  | ① 240千m3<br>② 45千m3  | ① 270千m3<br>② 47千m4 | ① 300千m3<br>② 50千m3 | 21,500                              | 21,500    | 21,500    | 低コスト林業確立対策事業<br>・高性能林業機械の改良・整備等 2件<br>県産材高品質化促進事業<br>・木材乾燥施設等整備 3件<br>パーク利用拡大推進事業<br>・パーク利用拡大実証試験の実施 | 4   | 本事業は、林業生産性の向上、木材加工の高度化等に資する機械施設に対する支援であり、継続的な予算措置が必要である。 | 4  | 県産木材の生産・活用を促進するため、高性能機械等の整備は必要であり、継続。 |  |                   |        |        |
|   |       |       | 小型風力発電風況調査             | 新規    | 企画部   | 新エネルギー推進課  | 小型風力発電導入の可能性を検討するため風況調査を実施する。  | 小型風力発電導入検討のためのデータ収集を行う   | -  | -                   | 小型風力発電の導入可能性を検討     | 小型風力発電の実証設置                         | 1,200     | -         | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
| ■ クリーンエネルギーとしての水力発電の開発、維持等に取り組みます。                    |       |       |                        |       |       |            |  |  |  |                     |                     |                                     |           |           |  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
|   |       |       | 電力供給事業                 |       | 企業局   | 発電課        | 発電所の設備整備及び修繕を行う。   | 水力発電所の設備整備及び修繕に要する経費   | H22: 1,295,108千円<br>H23: 1,243,599千円<br>H24: 1,199,084千円<br>H25: 1,534,946千円 | 2,443,454           | 2,346,503           | 4,802,498                           | 2,443,454 | 2,346,503 | 1,534,946  | 発電所機能の維持と向上のため、予定した関根・小出・柳原発電所の水車発電機分解点検工事や沢入発電所の機器更新工事を概ね実施できた。  | 4  | 県民のライフラインである電力の安定供給のため、引き続き発電設備の適切な維持管理及び機能の維持・向上のために必要な更新・改良工事等を実施していく。   | 4                                     | 電力の安定供給に必要な、発電設備の維持管理に係る費用であるため、継続。  |                   |        |        |
|   |       |       | 発電所の新規開発               |       | 企業局   | 発電課<br>水道課 | ハッ場発電所、田沢発電所、板倉ニュータウン太陽光発電所、亀里太陽光発電所、新田水道発電所の建設及び新規開発地点の調査を実施する。   | 新規発電所の建設に要する経費(板倉ニュータウン太陽光発電所は平成25年7月に営業運転を開始した。また、亀里太陽光発電所及び新田水道発電所は平成26年度運転開始予定) | H22: 545,694千円<br>H23: 367,797千円<br>H24: 409,073千円<br>H25: 904,288千円         | 1,591,470           | 1,504,398           | 8,989,405                           | 1,591,470 | 1,504,398 | 904,288  | 水力発電所及び太陽光発電所の建設を以下のとおり行った。<br>(水 力)・ハッ場発電所 73,898千円<br>・田沢発電所 226,316千円<br>・新田水道発電所 52,593千円<br>(太陽光)・板倉ニュータウン太陽光発電所 482,387千円<br>・亀里太陽光発電所 69,094千円 | 4  | 電源群馬プロジェクトの一環として、再生可能エネルギーの活用を推進し、循環型社会の形成とエネルギー自給率の向上に寄与するため、田沢発電所の平成27年度中の運転開始等、引き続き水力発電所や大規模太陽光発電所などの新規開発に取り組んでいく。    | 4                                     | 水源や日照時間など、本県の恵まれた環境を活かし、引き続き新たな再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。  |                   |        |        |
|   |       |       | 新エネルギー推進               | 再掲    | 企画部   | 新エネルギー推進課  | 太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行う。<br>小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。          | マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計)   | H22: 19箇所<br>H23: 23箇所<br>H24: 23箇所<br>H25: 25箇所                             | 22箇所                | 24箇所                | 25箇所                                | 22,817    | 19,404    | 21,383   | 小水力発電導入に係る調査支援事業補助金を7件補助した。<br>地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金を2件補助した。<br>太陽光発電事業マッチング会を1回開催した。   | 4  | 国のエネルギー基本計画等を踏まえ、長い日照時間や豊富な水資源など、本県の恵まれた自然環境を活かしながら新エネルギーの導入に引き続き取り組んでいく必要がある。   | 4                                     | 日照時間や水資源など、本県の恵まれた環境を生かし、事業化を目指して取組を進める必要があるため、継続。   |                   |        |        |
|   |       |       | 水力発電施設周辺地域交付金          |       | 企画部   | 地域政策課      | 水力発電所のうち運転開始後16年目以降の発電所(貯水池等を含む。)の所在する市町村に対し、最長40年間、発電所の発生電力量に応じて、道路整備、社会福祉等の地域振興に関わる幅広い事業に対し交付金を交付するもの。 | 交付対象となる発電所数  | H22: 64発電所<br>H23: 64発電所<br>H24: 65発電所<br>H25: 65発電所                         | 65発電所               | 67発電所               | 68発電所<br>(1発電所が国の対象要件を満たさなかったため、△1) | 236,567   | 233,815   | 235,632  | 電源立地地域対策交付金<br>交付対象 16市町村<br>交付金額 234,822千円<br>実施事業 道路補修14件、<br>保育所運営7件、消防防災整備4件、<br>水道更新2件、スポーツ施設補修2件<br>地域活性化1件<br>交付金事務費 810千円                     | 4  | 本事業は、水力発電施設の地域住民の福祉の向上を図り、水力発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する国10/10の交付金であり、継続して実施していく必要がある。地域住民が必要とする事業に充当され、住民生活の利便性向上、地域活性化に寄与している。 | 4                                     | 水力発電施設の設置・運営を継続し、地域住民の協力を得て安定的な電源を確保していくための制度であり、継続。   |                   |        |        |
| (4)地球温暖化防止のための普及啓発                                    |       |       |                        |       |       |            |  |  |  |                     |                     |                                     |           |           |  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
| ■ 県民、事業者、行政などすべての主体が連携し、地球温暖化防止の知識や行動について、普及啓発を推進します。 |       |       |                        |       |       |            |  |  |  |                     |                     |                                     |           |           |  |   |  |  |                                       |  |                   |        |        |
|   |       |       | 環境サポートセンター運営           |       | 環境森林部 | 環境政策課      | 環境についての疑問や質問を受け付ける県の総合窓口として、資料提供や「エコムーブ号」の申込受付など小中学校等の環境学習を支援。   | 動く環境教室受講者数(累計)   | H22 77,395人<br>H23 87,296人<br>H24 92,646人<br>H25 98,361人                     | 累計99,000人           | 累計104,000人          | 累計109,000人                          | 4,259     | 4,309     | 4,181  | 環境学習の担い手を支援した。環境アドバイザー等別掲される事業以外の一例として、地域環境学習事業では、身近な場所で様々なテーマの講演・討論会、学習会、見学会等が実施され、参加者の環境に対する関心を高めた。   | 4  | 環境活動推進のため、様々な主体の連携をとるための拠点機能・中心的組織としての取組が期待され、その機能強化が望まれる。現状では太陽光発電補助金の業務が大部分となっているため、業務見直しの中で検討を固めていく。                  | 4                                     | 環境活動推進のための拠点という本来の目的に沿った取り組みができるよう、業務の見直しを行うこととし、継続。   |                   |        |        |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>11

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)  |       |       |   |  |  |  |                       |                          |                         | 決算額    | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |                       |  |   |  |   |  |   |
|---------|-------|-------|--|-------|-------|---|--|--|--|-----------------------|--------------------------|-------------------------|--------|---------------------------|-----------------------|--|---|--|---|--|---|
|         |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                                   | 新規/再掲 | 担当部局  | 担当課   | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目  | 目標・指標  |                       |                          |                         |        | 予算額                       |                       | H25<br>決算<br>(千円)  | H25事業結果   |  |   |  |   |
|         |       |       |  |       |       |   |  |  | 実績値<br>(過去4年間)                                     |                       | 目標値                      |                         |        | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)     |  | 評価<br>区分  | 評価の考え方   | 評価<br>区分  | 評価の考え方   |   |
|         |       |       |  |       |       |   |  |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25                           | H25<br>(前年度)          | H26<br>(当年度)             | H27<br>(総合計画<br>終期)     |        |                           |                       |  |   |  |   |  |   |
|         |       |       | 地球温暖化防止地域活動推進<br>※「地球温暖化対策地域協議会活動支援」と「地球温暖化防止活動推進員支援」を統合 | 環境森林部 | 環境政策課 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を行うとともに、「地球温暖化防止活動推進員」が地域において地球温暖化防止の活動を行うために必要な情報の提供や研修を実施。また、県民局単位に設置した「地球温暖化対策地域協議会」における地域での温暖化対策活動を実施。 | 地球温暖化防止活動推進員数  | H22 230人<br>H23 228人<br>H24 228人<br>H25 205人   | 230人   | 205人                  | 230人                     | 1,504                   | 1,429  | 1,206                     | 4                     | 地球温暖化防止活動推進員の活動支援(205名)<br>地域別研修会の開催(5回)<br>「推進員ニュース」の発行(3回)   | 4   | 温暖化対策は地域における地道な活動が大切であり、「地球温暖化防止活動推進員」は、地域における温暖化対策活動(自治会、町内会での温暖化ハフレット配布、所属団体での節電研修の講師など)を機会がある毎に草の根的に行っており、その活動を引き続き支援する必要がある。 | 4   | 法律に基づいて設置する「地球温暖化防止活動推進員」が、地域で実施する温暖化対策活動を支援するための事業であり、継続。   |   |
|         |       |       | 子ども環境教育推進<br>※「子どもエコクラブ活動支援」と「移動環境学習車「エコムープ号」運営」を統合      | 環境森林部 | 環境政策課 | 子どもの環境教育を推進するため、子どもエコクラブの活動を支援するとともに、移動環境学習車「エコムープ号」を使った学校での体験型の環境学習を実施する。  | ①子どもエコクラブ登録市町村<br>②動く環境教室受講者数(累計)                              | ①H22 6市町村<br>H23 8市町村<br>H24 7市町村<br>H25 7市町村<br>②H22 77,395人<br>H23 87,296人<br>H24 92,646人<br>H25 98,361人 | ①20市町村<br>②累計99,000人                               | ①20市町村<br>②累計104,000人 | ①全35市町村<br>②累計109,000人   | 2,626                   | 2,739  | 1,821                     | 4                     | ①登録クラブ数 30クラブ、会員数 2,532人<br>・学習会開催 1回 67人(参加人数)<br>・交流会と壁新聞・絵日記(団体)展示 1回 153人<br>②体験を通じながら環境問題を楽しく学習するための機材を搭載した移動環境学習車「エコムープ号」を運営。主として小・中学校を対象に出勤し、「動く環境教室」を実施した。実施件数 79件<br>対象者数 5,715人  | 4   | 子ども等の環境教育のため、①自主的な環境活動を行うことのできる子どもエコクラブの活動支援、②県民からの要望も多いエコムープ号の運営を継続して実施する必要がある。   | 4   | 子どもたちが環境学習をする場は必要であり、エコクラブ、エコムープ号とともに、子どもたちの環境学習、環境に対する意識啓発の重要なツールとなっているため、継続。                                 |   |
|         |       |       | 環境人材育成<br>※「環境アドバイザー育成」と「ぐんま環境学校(エコカレッジ)開講」を統合           | 環境森林部 | 環境政策課 | 環境学習・環境活動の地域の推進役である環境アドバイザーの集まりである連絡協議会の運営を行うとともに、これら環境人材を養成するため、環境学校(エコカレッジ)を開講する。   | ①環境アドバイザー登録者数<br>②環境学校修了者数(累計)                                 | ①H22 311人<br>H23 327人<br>H24 254人<br>H25 275人<br>②H23 0人<br>H24累計 15人<br>H25累計 32人                         | ①350人<br>②累計40人                                    | ①370人<br>②累計60人       | ①411人<br>②累計80人          | 406                     | 360    | 133                       | 4                     | ①自主的に地域での環境活動を行う意志のあるものを登録する制度。第9期アドバイザーを随時募集。<br>・環境アドバイザー登録 270人<br>・研修会の開催 2回<br>・情報誌の作成、発行(随時)<br>②環境に関する基礎知識を習得するための講義とフィールドワークを実施。講師、受講生同士の交流により環境に関する意識と意欲を高めた。<br>・講習:7日間<br>・修了者:17人  | 4   | 環境学習・環境活動の地域の推進役である環境アドバイザー、及び新たにボランティア活動に取り組む意欲のある担い手の育成は必要であり、継続。  | 4   | 研修・講座や情報提供等により、環境アドバイザー等の育成を通じ、地域における環境保全活動を推進するため、継続。<br>新たな担い手の育成については、講座修了後のフォローアップが重要。                     |   |
|         |       |       | 森林環境教育推進   | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林など緑とふれあう様々な体験活動を通して、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるため、緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベント、指導者養成などを実施。   | フォレストリースクール受講者数  | H22 1,144人<br>H23 1,324人<br>H24 1,995人<br>H25 2,809人   | 2,200人   | 2,500人                | 2,500人                   | 8,195                   | 7,839  | 7,650                     | 4                     | 緑の少年団活動の活性化を図るため、運営費・活動費補助を実施。また学校への講師派遣を行うフォレストリースクールの実施等を通じて、森林・林業に係る体験活動・学習機会の提供を行った。<br>フォレストリースクール 36校、55回開催、参加者のべ2,809人  | 4   | 次代を担う子供達や一般県民が森林や林業の重要性について学び、理解を深めてもらうことは、森林環境行政を進めるうえで極めて重要であることから、引き続き事業を実施する必要がある。   | 4   | 緑の少年団活動等により、子どもたちに森林や環境に対する理解を深めてもらうための事業であり、継続的な予算措置が必要。  |   |
|         |       |       | ぐんま緑の県民基金事業<br>(森林環境教育指導者養成)                             | 新規    | 環境森林部 | 緑化推進課   | 森林環境教育指導者数   | -  | -  | 20人                   | 45人<br>※H30までに<br>100人養成 | -                       | 1,214  | -                         | 平成26年度新規事業のため、事業評価対象外 |  |   |  |   |  |   |
|         |       |       | 森林学習センター運営   | 環境森林部 | 緑化推進課 | 森林学習施設と憩いの森を一体管理し、森林に関する知識や技術の習得、保養休息の場として提供することにより、森林・自然の機能や大切さを理解し、自然環境への意識向上や県民参加の森づくりへとつなげる。  | 来園者数   | H22 11,204人<br>H23 11,753人<br>H24 11,858人<br>H25 11,118人   | 12,000人  | 12,500人               | 13,000人                  | 13,288                  | 13,534 | 13,074                    | 3                     | 各種行事の開催、展示館、研修館の活用促進等により県民の森林・林業の理解促進が図れた。<br>・森とのふれあいを体験できる各種行事の開催や保健休養の場を提供する「憩いの森」、展示館、研修館の運営により、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは極めて重要である。<br>・自然講座 6回、森林観察会 9回、森であそぼう森で学ぼう教室 8回<br>行事内容の充実と多様化を図り、利用者の拡大を図った。<br>また、森林環境教育事業及び森林ボランティア養成支援のためのフィールドとして活用を図った。 | 4   | 森林や自然の大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしており、継続。<br>実施を検討している施設整備に関しては、平成26年度に実施する耐震診断結果を踏まえ、緊急性や必要性、利用率の観点から、十分な検討が必要。                   | 4   | 森林や自然の大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしており、継続。<br>実施を検討している施設整備に関しては、平成26年度に実施する耐震診断結果を踏まえ、緊急性や必要性、利用率の観点から、十分な検討が必要。 |   |
|         |       |       | 緑化推進対策   | 再掲    | 環境森林部 | 緑化推進課   | 森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。 | 県植樹祭参加者数   | H22 1,450人<br>H23 1,100人<br>H24 1,000人<br>H25 900人 | 1,000人                | 1,000人                   | 県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける | 5,418  | 4,788                     | 5,053                 | 4  | 富岡市もみじ平総合公園で県植樹祭を開催。<br>また緑の相談室の設置等により広く県民に緑化技術の普及啓発や緑化思想の高揚を図った。<br>緑化運動ポスター、緑化運動標語コンクールの実施や県緑化推進委員会への補助等を通じて、緑化意識の啓発や身近な環境の緑づくりを推進した。 | 4  | 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。 | 4  | 緑化に関する意識啓発を通じて、県民の環境意識向上を図ることは必要不可欠な取り組みであり、継続。 |

| 主な取組(B)   | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                                |       |           |       |  |  |   |              |              |                                     | 決算額                 | H25事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応) |  |                   |  |   |
|---|-------|-------|--|-------|-----------|-------|--|--|---|--------------|--------------|-------------------------------------|---------------------|---------|---------------------------|--|-------------------|--|---|
|   |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項)                 | 新規/再掲 | 担当部局      | 担当課   | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目                                  | 目標・指標   |              |              |                                     |                     |         | 予算額                       |  | 部局評価              | 財政課評価  |   |
|   |       |       |  |       |           |       |  |  | 実績値<br>(過去4年間)  |              | 目標値          |                                     |                     |         | H25<br>当初<br>(千円)         | H26<br>当初<br>(千円)  | H25<br>決算<br>(千円) | 評価の考え方   | 評価の考え方  |
|   |       |       |  |       |           |       |  |  | H22<br>H23<br>H24<br>H25                                      | H25<br>(前年度) | H26<br>(当年度) | H27<br>(総合計画<br>終期)                 |                     |         |                           |  |                   |  |   |
|   |       |       | 緑化センター運営                               | 再掲    | 環境森林部     | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。  | 来園者数   | H22 31,433人<br>H23 31,752人<br>H24 36,898人<br>H25 39,672人      | 33,000人      | 34,000人      | 35,000人                             | 10,577              | 13,898  | 10,168                    | 3  | 4                 | <p>各種緑化講座の開催、森林環境教育の実施により、県民の緑化意識の向上や森林・緑に対する理解が深まった。</p> <p>緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、拠点施設として、緑化技術の普及指導や森林環境教育を積極的に推進することがますます重要となっている。</p> <p>これまで各種緑化講座の充実を図り、受講者数も年々増加している。しかしながら、「庭園見本園」等の施設面においては社会経済環境の変化に伴い、現在の来園者(県民、造園業者)の求めるニーズに対応出来ていない状況にある。加えて、来園者が緑化の参考とする緑化木の種類は既存のものから新種まで多様化しており、展示植栽の拡充も必要となっている。これらのことから、緑化推進の拠点としての役割を果たし、更に魅力ある施設を提供していくために、現在の来園者のニーズに即した施設のリニューアルを検討する。</p> <p>森林の少ない東毛地域における森林環境教育等の拠点として、一定の役割を果たしており、継続。実施を検討している施設整備に関しては、施設の目的と役割、改修の必要性、緊急性を考慮し、十分に検討を重ねることが必要。</p> |   |
| <b>(5)温室効果ガス削減のための率先実行</b>  |       |       |  |       |           |       |  |  |   |              |              |                                     |                     |         |                           |  |                   |  |   |
| ■ 温室効果ガス排出削減を率先して実行するため、県有施設の省エネ化を推進するとともに、事務・事業におけるエネルギー使用の削減を徹底します。 |       |       |  |       |           |       |  |  |   |              |              |                                     |                     |         |                           |  |                   |  |   |
|   |       |       | 自然史博物館ESCO事業                           |       | 生活文化スポーツ部 | 文化振興課 | 設備改修等に要する費用を光熱水費や維持管理費の削減額で賄い、館の集中熱源や空調・照明機器等を改修・更新するほか、太陽光発電を導入する。<br>・事業期間：H26～H38年度(13年度)<br>※H25は契約、工事、試運転等を実施<br>・事業方式：シェアード・セイビング方式(民間資金活用で、県の初期投資が不要) | 省エネ率(一次エネルギー削減率)                             | -   | -            | 40.5%        | 40.5%                               | 債務負担行為<br>(817,296) | 61,812  | 債務負担行為<br>(817,296)       | 25年9月に契約を締結し、設備改修工事及び試運転を行った。  | 4                 | 4  | <p>26年度から本格的に運転が開始したところであり、適正に事業が執行されているかどうか確認・点検を行う。</p> <p>光熱水費削減効果など、ESCO事業導入の効果を検証する。</p>   |
|   |       |       | 温暖化対策率先実行<br>※「省エネ改修推進枠」と「率先実行普及促進」を統合 |       | 環境森林部     | 環境政策課 | 県有施設における温室効果ガス排出削減のため、省エネ改修を計画的に実施し、節電効果を最大限高めるとともに経費の節減を図る。<br>また、県有施設へのESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組み、省エネルギーと温室効果ガス排出の削減を推進する。                             | 県庁における温室効果ガス排出量                              | H22 123.1千t<br>H23 130.6千t<br>H24 141.4千t<br>H25 H26年11月頃把握予定 | -            | -            | H32年度の排出量<br>H19年度比▲<br>26%(97.9千t) | 45,159              | 42,942  | 44,371                    | 夏期の電力不足に対する節電対策を重点とし、以下の改修を実施。<br>・デマンド監視装置の設置 3施設<br>・照明設備の高効率化 21施設<br>・窓の遮熱フィルム貼り付け 11施設(平成25年度の効果)<br>・電力使用量削減効果(190,356kWh/年)<br>・電力使用料金削減効果(3,997千円/年(投資回収年数約11年))<br>・CO2削減効果(99.9t-CO2/年)<br>②・ESCO事業の推進<br>(H25総合交通センターCO2削減実績：141.4t)<br>(H25生涯学習センターCO2削減実績：180.3t)<br>(H25自然史博物館ESCO改修実施)<br>・公用車のエコカー導入(クリーンディーゼル車2台、低燃費、低排出車2台)<br>※ESCO事業とは、プロポーザル方式により民間の高度な省エネノウハウを活かした施設の省エネ改修・維持管理を実施することで、大幅な省エネが達成・保証され、その省エネ削減額で改修費・維持管理費等を賄う制度。 | 4                 | 4  | <p>県有施設における温室効果ガス排出削減のため、県有施設の省エネ改修の計画的な実施、またESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取組む必要がある。</p> <p>温室効果ガス排出削減のため、県有施設における節電対策の推進、ESCO事業・エコカーの導入は重要であり、継続。<br/>なお、事業実施にあたっては、投資回収年数など、費用対効果の十分な検討を行うこと。</p> |
| ■ 公共建築物における木材利用を推進します。  |       |       |  |       |           |       |  |  |   |              |              |                                     |                     |         |                           |  |                   |  |   |
|   |       |       | 県有施設木造化推進事業                            |       | 県土整備部     | 建築住宅課 | 「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、「木造計画・設計基準」に準拠した県有施設の営繕工事を実施することにより、県産木材の積極的利用を図る。   | 木造化率(%)<br>(木造とした棟数/法的に木造とすることが可能な施設の棟数×100) | H22 : 該当なし<br>H23 : 100%<br>H24 : 該当なし<br>H25 : 100%          | 67%          | 67%          | 67%                                 | 部局予算対応              | 部局予算対応  | 部局予算対応                    | 次の2つの県有施設で木造化を行った。<br>①がんセンター緩和ケア棟建築工事<br>②青岩ポケットパーク公衆トイレ建築工事  | 4                 | 4  | <p>「公共建築物等木造化促進法」に基づく県の方針に従い、県産木材の積極的利用促進を図る必要がある。</p> <p>県が率先して県産木材の利活用を進めていく必要があるため継続。</p>  |
|   |       |       | 公共施設等県産材活用推進<br>(人と木のふれあい推進事業)         |       | 環境森林部     | 林業振興課 | 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における県産材の活用を推進する。  | 県産材活用公共施設等整備件数                               | H22 17件<br>H23 16件<br>H24 28件<br>H25 20件                      | 18件          | 18件          | 18件                                 | 12,000              | 12,000  | 11,916                    | ゆとりと木の空間整備<br>・内外装の木質化 6件<br>木のある施設づくり<br>・外構施設、遊具等 3件<br>木製家具整備<br>・木製机・椅子、学校家具等 11件  | 4                 | 4  | <p>本事業による公共施設等の木材利用促進については、市町村における木材利用促進に関する方針の策定状況や、事業効果の検証等を踏まえ、県の役割、補助制度の見直しについて検討していく。</p> <p>公共建築物等における木材利用促進については、法に基づき県内19市町村が独自の方針を策定していることを踏まえ、県の役割、補助制度については、見直しを検討すべき。</p>           |

| 主な取組(B)  | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E)                |            |  |  |  |             |                          |              |              |                    | 決算額    | 事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)  |   |  |   |   |   |  |
|--|-------|-------|------------------------|------------|--|--|--|-------------|--------------------------|--------------|--------------|--------------------|--------|--|---|--|---|---|---|--|
|  |       |       | 個別事業名<br>(予算上の事業または事項) | 新規/再掲      | 担当部局   | 担当課                                      | 個別事業概要   | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標                    |              |              |                    |        | 予算額  |   | H25事業結果  | 部局評価                                    |   | 財政課評価   |  |
|  |       |       |                        |            |  |  |  |             | 実績値<br>(過去4年間)           |              | 目標値          |                    |        | H25<br>当初<br>(千円)  | H26<br>当初<br>(千円)   |  | 評価の考え方                                  | 評価の考え方  |   |  |
|  |       |       |                        |            |  |  |  |             | H22<br>H23<br>H24<br>H25 | H25<br>(前年度) | H26<br>(当年度) | H27<br>(総計画<br>終期) |        |  |   |  |   |   | ※評価区分の凡例<br>1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 |  |
| <b>(6)循環型社会づくり</b>   |       |       |                        |            |  |  |  |             |                          |              |              |                    |        |  |   |  |   |   |   |  |
| <b>■ 循環型社会づくりに向け、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する市町村の取組支援、排出事業者の指導強化などを行います。</b> |       |       |                        |            |  |  |  |             |                          |              |              |                    |        |  |   |  |   |   |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 循環型社会づくりの推進に向けて、県民への普及啓発を図るとともに、市町村・関係団体等と協働で3R推進策を調査検討、導入促進を図る。                   | 1人1日当たりごみ排出量                             | H22 1,078g<br>H23 1,076g<br>H24 1,059g   | 1,000g      | 1,000g                   | 1,000g       | 1,867        | 1,441              | 1,233  | 県民及び事業者向けに作成した冊子による3Rの取組の啓発を継続している。県民の直接的な働きかけ・啓発のため、「循環型社会づくり推進フォーラム」、「ぐんま3R宣言」、「3Rリーダー派遣事業」を実施した。                          | 4   | 「群馬県循環型社会づくり推進計画」を推進し、ごみ排出量全国ワースト3位を早期に脱却するため、「ぐんま3R推進会議」で情報共有や意見交換を行うなど市町村の取組を支援するとともに、県民への普及啓発を積極的に行っていく必要がある。 | 4                                       | 「群馬県循環型社会づくり推進計画」の進捗管理やごみ減量化のための普及啓発は重要であり、継続。              |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | ①自動車リサイクル法の登録や許可(更新)を行うほか、事業者への立入検査を行う。<br>②家電、パソコン、容器包装リサイクル等の普及啓発を図る。            | ①立入検査数<br>②家電・パソコンリサイクル広報実績              | ①H22 323件<br>H23 249件<br>H24 193件<br>H25 127件<br>②H22 47件<br>H23 65件<br>H24 49件<br>H25 44件 | 270件        | 120件<br>50件              | 120件<br>50件  | 2,386        | 2,145              | 1,817  | 自動車リサイクル法関連事業者の登録(更新)・許可(更新)事務ならびに事前協議を適正に実施した。また、随時立入検査を実施し、事業者指導を適正に行った。   | 4   | 自動車リサイクル法に基づく登録や許可等の審査事務は、適正に行う必要がある。また、行為義務を果たしていない事業者が散見されることから、継続して立入検査を実施する必要がある。                            | 4                                       | 自動車リサイクル法に基づく登録・許可等の事務や立入検査であり、継続。                          |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 市町村と連携し、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理を推進していくための支援事業を実施する。                                     | 県広域化計画に基づく広域化に関する検討等の取り組みがおこなっているブロック数   | H22 3ブロック<br>H23 3ブロック<br>H24 4ブロック<br>H25 4ブロック   | 4ブロック       | 4ブロック                    | 8ブロック        | 268          | 110                | 64     | 県広域化計画に基づく各ブロックごとの準備会等の開催<br>・太田館林ブロック 協議会設立済<br>・藤岡富岡ブロック 協議会設立済<br>・吾妻ブロック 準備会設立済<br>・利根沼田ブロック 準備会前説明会済                    | 4   | 県は関係市町村が広域化(施設集約)について協議できる環境づくり(ブロック協議会設立準備)を担っている。市町村の枠を超えた協議会の設立準備は県が行うことが適当。また広域化に参考となる廃棄物処理や交付金関連情報の提供も必要。   | 4                                       | 一般廃棄物処理の広域化を図るため、市町村の協議の場の確保等は重要であり、継続。                     |   |  |
| <b>■ PCB廃棄物の適正処理など、廃棄物の適正処理を推進します。</b>                                   |       |       |                        |            |  |  |  |             |                          |              |              |                    |        |  |   |  |   |   |   |  |
|  |       |       | 再掲<br>環境森林部            | 廃棄物・リサイクル課 | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。                                | 立入検査数<br>※法対象施設が順次減少することから、立入検査数は順次減少する。 | H24 25施設<br>H25 25施設   | 25施設        | 25施設                     | 25施設         | 1,966        | 640                | 1,385  | 廃棄物焼却施設の排ガス中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表…<br>…監視対象全9施設全てで基準適合<br>廃棄物最終処分場の放流水中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表…<br>…監視対象全16施設の全てで基準適合                | 2   | 設置者等及び県で行った測定結果において、数値は安定してきており、H26から県の測定については、廃止した。   | 2                                       | 基準の遵守状況を確認するため、立入検査等は継続。                                    |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 北海道ブロック広域処理事業において、県内PCB廃棄物の適正な処理を進める。  | 県内高濃度PCB廃棄物処理台数                          | トランス・コンデンサ1,274台<br>(H20~H23年度)<br>H24 396台<br>H25 613台                                    | 500台        | 500台                     | 500台         | 24,991       | 24,973             | 24,892 | 県内から発生した高濃度PCB廃棄物である高圧コンデンサ等613台ならびにPCB汚染物の処理をJESCOにて行った。また、中小企業の処理費用助成として基金に対して県として、出先金の負担を行った。                             | 4   | 届出のある県内のPCB廃棄物等保管事業所は、1,245事業者あり、処理を継続する必要がある。また、PCB廃棄物の処理には、高額な費用負担が生じるため、中小企業者に対しては、処理費用助成を継続する必要がある。          | 4                                       | PCBの適切な処理を推進するため、国の制度に基づいた中小企業支援は必要であり、継続。                  |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 産廃情報相談員による排出事業者への立入り指導を実施すると共に、産廃情報の提供を行う。   | 産廃廃棄物相談員の立入調査件数                          | H22 480件<br>H23 468件<br>H24 458件<br>H25 369件   | 400件        | 400件                     | 400件         | 6,854        | 6,999              | 6,813  | 産廃廃棄物相談員の立入調査369件を実施するとともに、廃棄物処理法改正情報等について、ホームページ「産廃廃棄物情報」を通じて情報提供を行った。  | 4   | 引き続き、排出事業者や処理業者等にとって必要な法令等改正情報や各種資料等を容易に取得できるよう、情報提供を行う必要がある。  | 4                                       | 産廃廃棄物の排出者や処理業者等への立入指導や情報提供により、法令に基づく適正な運営・管理を促すことは重要であり、継続。 |   |  |
| <b>■ 県警、市町村との情報共有体制の確立、広報啓発等により廃棄物の不適正処理を防止するための監視指導を強化します。</b>          |       |       |                        |            |  |  |  |             |                          |              |              |                    |        |  |   |  |   |   |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 産廃Gメンによる県内巡視や県警ヘリによる空からの不法投棄監視などを通じて廃棄物不適正処理の未然防止や不法投棄事業の早期発見・早期解決に努める。            | ①不法投棄原状回復率<br>②年間不適正処理事業認知件数             | H22 52%<br>H23 63%<br>H24 55%<br>H25 25%<br>H22 144件<br>H23 136件<br>H24 91件<br>H25 61件     | 50%<br>150件 | 50%<br>150件              | 60%<br>120件  | 33,254       | 26,738             | 29,794 | ・「産廃110番」による情報入手:39件<br>・産廃Gメンによる定期巡視(延べ1,440人日、5,175箇所)<br>・民間警備会社委託による休日・夜間監視(140日/年、延べ1,355箇所)<br>・県警ヘリを活用したスカイパトロール(23回) | 4   | 不法投棄の新規認知件数は減少傾向にあるが、不法投棄と化すおそれのある不適正保管事業が多数残存していることや、重大な事業が突発することも想定されることから、今後も引き続き、未然防止・早期発見・早期解決に取り組む必要がある。   | 4                                       | 廃棄物の不法投棄を防止するためのパトロール等に要する経費であり、継続。                         |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 県下統一かつ効率的な監視指導を図るため、群馬県・前橋市・高崎市産廃廃棄物対策連絡協議会を設置して、連携・協力を図るとともに、市町村に対し、監視カメラの貸出しを行う。 | 併任締結市町村数                                 | H22 70.6%<br>H23 87.9%<br>H24 87.9%<br>H25 87.9%   | 90%         | 90%                      | 94%          | 65           | 56                 | 25     | ・H25年度併任発令実績<br>29/33市町村、合計94人<br>・不法投棄等監視カメラ貸出実績:2件   | 4   | 市町村との連携を図ることにより、効果的な監視・指導を実施した。不法投棄の未然防止・早期発見・早期解決には行政機関相互の連携が有効であるため、今後も引き続き市町村との連携を図っていく必要がある。                 | 4                                       | 産廃物の不法投棄の未然防止・早期発見のために、市町村との連携を推進することは重要であり、継続。             |   |  |
|  |       |       | 環境森林部                  | 廃棄物・リサイクル課 | 土砂による埋立てを行う区域以外から排出された土砂を搬入し、3,000㎡以上の面積を埋立てる行為(=特定事業)を許可制とし、土砂による埋立ての適正化を推進する。    | 立入検査件数                                   | -  | -           | 30件                      | 30件          | -            | 496                | -      | 4  | 土砂条例を制定・施行したことにより、土砂埋立て事業の適正化に向けた一歩を踏み出すことができた。次年度以後も、より一層の土砂埋立て事業の適正化を推進するため、厳正かつ適切な事務を執行する。 | 4  | 群馬の環境を守るため、一層の土砂埋立て事業の適正化を推進する必要がある、継続。 |   |   |  |
| <b>2 地球環境を守る持続可能な社会づくり 小計</b>  |       |       |                        |            |  |  |  |             |                          |              |              | 8,166,780          |        |  |   |  |   |   |   |  |